



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年4月1日木曜日 第1545号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則.....	1
愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則.....	14
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	14

## 告 示

町及び字の名称の変更（四国中央市）.....	14
字の名称の変更（西予市）.....	15
高圧ガス保安法第29条の2第1項の規定に基づく免状交付事務の委託.....	17
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4の2第1項の規定に基づく免状交付事務の委託.....	17
へい獣処理場等に関する法律に基づく地域の指定の一部改正.....	17
公の施設の指定管理者の指定.....	17
農地法別表で定める小作地の面積に代るべき面積の一部改正.....	18
農地法に基づく農地の最低限面積の指定の一部改正.....	18
加入区の設定及び廃止（漁獲共済）.....	18
加入区の設定及び廃止（養殖共済）.....	18
漁業の免許（2件）.....	26
遊漁規則の認可.....	68
漁港の指定の内容の変更.....	83
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....	83

## 訓 令

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....	84
愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令.....	84

## 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	85
--------------------------	----

## 県議会告示

愛媛県議会会議規則の一部改正.....	87
---------------------	----

## 規 則

### ○愛媛県規則第25号

愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成12年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号中「又は外国人登録証明書の写し」を「（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152

号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類第2条第2項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書第2条第2項中第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

(14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

(15) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

第2条第3項第7号中「第7条第3項第4号イからチ」を「第14条第5項第2号イからへ」に改め、同条第5項中「、第9号、第11号及び第12号」を「及び第10号から第15号まで」に改める。

第3条第2項第8号中「又は外国人登録証明書の写し」を「及び登記事項証明書」に改め、同項第9号を次のように改める。

(9) 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類第3条第2項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

第3条第2項中第14号を第17号とし、第13号の次に次の3号を加える。

(14) 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

(16) 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合

には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

第3条第3項第10号中「第7条第3項第4号イからチ」を「第14条第5項第2号イからへ」に改め、同条第5項中「、第10号、第12号及び第13号」を「及び第11号から第16号まで」に改める。

第4条第2項中「第10号」を「第9号」に改め、同条第3項中「第11号」を「第10号」に改める。

第6条中「第7条第3項第4号イからチ」を「第14条第5項第2号イからへ」に改める。

第11条第2項中「正副各1部」を「正本1部及びその写し1部」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係) 再生輸送業者指定申請書

再生輸送業者指定申請書		年 月 日
愛媛県知事 殿		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
申請者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊞		
電話番号		
取り扱う産業廃棄物の種類		
事務所及び事業場の所在地	事務所	
	事業場	
再生利用の目的		
再生輸送の方法(再生輸送業の用に供する施設の種類及び数量)		
取引関係	排出事業者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)	
	再生活用業者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)	
	再生活用により得られるものの種類及び用途	
事業開始予定年月日		年 月 日
既に再生利用業者の指定(他の都道府県及び保健所設置市のものを含む。)を受けている場合は、その指定番号	都道府県・市名	指定番号
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所

役員（法第14条第5項第2号二に規定する役員をいう。）（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

株主又は出資をしている者（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。）（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍	住所
		割合	住	

使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の10に規定する使用人をいう。）（申請者に当該使用人がいる場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、該当するすべての者を記載すること。
  - 添付書類の用紙は、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4縦長とすること。
  - 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(8)及び(10)から(15)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。
- 事業計画の概要を記載した書類
  - 再生輸送をしようとする産業廃棄物の取引関係を記載した書類

- (3) 生活環境保全上の措置を記載した書類
- (4) 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (5) 申請者が(4)に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）
- (8) 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書及び直前3年の各年における所得金額を確認することができる書類
- (12) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
- (13) 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書
- (14) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本
- (15) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- (16) その他知事が必要と認める書類又は図面

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係) 再生活用業者指定申請書

再生活用業者指定申請書		年 月 日
愛媛県知事 殿		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
申請者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟		
電話番号		
取り扱う産業廃棄物の種類		
事務所及び事業場の所在地	事務所	
	事業場	
再生利用の目的		
再生活用の方法	再生活用業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所及び処理能力	
	再生活用業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出事業者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)	
	再生輸送業者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)	
	再生活用により得られるものの種類及び用途	
事業開始予定年月日		年 月 日
既に再生利用業者の指定(他の都道府県及び保健所設置市のもを含む。)を受けている場合は、その指定番号	都道府県・市名	指定番号
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所


役員（法第14条第5項第2号二に規定する役員をいう。）（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

株主又は出資をしている者（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。）（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割合	住所

使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の10に規定する使用人をいう。）（申請者に当該使用人があるとき）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、該当するすべての者を記載すること。
- 4 添付書類の用紙は、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4縦長とすること。
- 5 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書

類及び図面のうち(9)及び(11)から(16)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。 )。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 再生活用をしようとする産業廃棄物の取引関係を記載した書類
- (3) 生活環境保全上の措置を記載した書類
- (4) 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (5) 申請者が(4)に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 再生活用において生じる産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- (7) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）
- (9) 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- (10) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (11) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (12) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書及び直前3年の各年における所得金額を確認することができる書類
- (13) 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
- (14) 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書
- (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本
- (16) 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- (17) その他知事が必要と認める書類又は図面

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第4条関係） 再生利用業者変更指定申請書

再生利用業者変更指定申請書			年 月 日
愛媛県知事		殿	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
申請者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊞			
電話番号			
指 定 の 年 月 日		年 月 日	
指 定 番 号		第 号	
再生輸送業者又は再生活用業者の別			
取り扱う産業廃棄物の種類		変 更 前	
		変 更 後	
変 更 理 由			
変更に係る再生利用の方法	再生輸送業	再生輸送業の用に供する施設の種類及び数量	
	再生活用業	再生活用業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	
		再生活用業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
変 更 に 係 る 取 引 関 係			
変 更 予 定 年 月 日			
申請者（個人である場合）			
（ふりがな） 氏 名		生 年 月 日	本 籍 住 所
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合）			
（ふりがな） 氏 名		生 年 月 日	本 籍 住 所
役員（法第14条第5項第2号二に規定する役員をいう。）（申請者が法人である場合）			
（ふりがな） 氏 名		生 年 月 日	本 籍 住 所
		役職名・呼称	


株主又は出資をしている者（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。）（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所

使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の10に規定する使用人をいう。）（申請者に当該使用人があるとき）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 法定代理人の欄から使用人の欄までについては、変更のあったすべての者を記載すること。
  - 添付書類の用紙は、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4縦長とすること。
  - 次に掲げる書類及び図面を添付すること（再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(1)に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(2)に規定する書類及び図面のうち(1)のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。
- (1) 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面
- ア 変更後の事業計画の概要を記載した書類
  - イ 再生輸送をしようとする産業廃棄物の変更に係る取引関係を記載した書類
  - ウ 生活環境保全上の措置を記載した書類
  - エ 変更に係る事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造

を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

オ 申請者が工に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

カ 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

キ 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

ク 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ケ 変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

コ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

サ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書及び直前3年の各年における所得金額を確認することができる書類

シ 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

ス 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

セ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

ソ 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

タ その他知事が必要と認める書類又は図面

(2) 再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、(1)のア、ウ及びカからソまでに掲げる書類のほか、次の書類及び図面

ア 再生活用をしようとする産業廃棄物の変更後の取引関係を記載した書類

イ 変更に係る事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ウ 申請者がイに掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

エ 再生活用において生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類

オ その他知事が必要と認める書類又は図面

様式第6号中「申請者」を「届出者」に改め、同様式注中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第7号注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

2 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第8号注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○愛媛県規則第26号**

愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県保健所使用料規則の一部を改正する規則**

愛媛県保健所使用料規則（昭和33年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

本則第1号アの表直接撮影の項中

1,320円	を	1,310円	に改め、同表注の表中
1,290円		1,280円	
1,270円		1,260円	
1,250円		1,240円	

150円	を	140円	に改め、同号イの表検
110円		100円	
90円		80円	

査の部ツベルクリン反応の項中「215円」を「233円」に改め、同部問診の項中「250円」を「240円」に改め、同部理学的診察の項中「500円」を「495円」に改め、同部血圧測定検査の項中「250円」を「248円」に改め、同部尿検査（蛋白定性、糖定性、ウロビリノーゲン定性、潜血反応、ケトン体定性、ビリルビン定性、PH、亜硝酸塩定性）の項中「304円」を「300円」に改め、同表予防接種の部BCG接種の項中「599円」を「598円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○愛媛県規則第27号**

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県会計規則の一部を改正する規則**

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「総務課庶務係長」を「審査調整課総務係担当係長」に改め、同条第9号中「調整管理係長」を「総務係長」に改め、同条第12号中「監査第一課」を「監査課」に改める。

第5条第3項の表中「伊予三島土地改良課」を「四国中央土地改良課」に改め、「総務福祉部大洲福祉課及び宇和福祉課並びに」を削り、「宇和土地改良課」を「西予土地改良課」に、「伊予三島土木事務所」を「四国中央土木事務所」に改め、「伊予土木事務所」の下に「大洲土木事務所、西予土木事務所」を加える。

第7条第1項第5号の表出納員の欄中「調整管理係長」を「総務係長」に、「監査第一課」を「監査課」に、「地方労働委員会事務局の総務課庶務係長」を「地方労働委員会事務局の審査調整課総務係担当係長」に改める。

第43条第1項第8号中「利子割交付金」の下に「配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金」を加える。

第115条の表歳入歳出外現金の項中「医療技術短期大学奨学研究費交付金」を「医療技術短期大学奨学研究費交付金 医療技術大学奨学研究費交付金」に改める。

様式第44号（その2）及び様式第47号（その2）中

共済負担金の種別	

を

種別	共 済 負 担 金 の 訳 内	
短期		
介護		
福祉		
長期		

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第705号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四国中央市長職務執行者から次のとおり町及び字の名称を変更する旨の届出があった。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変 更 前	変 更 後
朝日1丁目	三島朝日1丁目
朝日2丁目	三島朝日2丁目
朝日3丁目	三島朝日3丁目
紙屋町	三島紙屋町

宮川1丁目	三島宮川1丁目
宮川2丁目	三島宮川2丁目
宮川3丁目	三島宮川3丁目
宮川4丁目	三島宮川4丁目
中央1丁目	三島中央1丁目
中央2丁目	三島中央2丁目
中央3丁目	三島中央3丁目
中央4丁目	三島中央4丁目
中央5丁目	三島中央5丁目
金子1丁目	三島金子1丁目
金子2丁目	三島金子2丁目
金子3丁目	三島金子3丁目
大字上野	土居町上野
大字北野	土居町北野
大字土居	土居町土居
大字入野	土居町入野
大字浦山	土居町浦山
大字畑野	土居町畑野
大字中村	土居町中村
大字小林	土居町小林
大字藤原	土居町藤原
大字津根	土居町津根
大字野田	土居町野田
大字天満	土居町天満
大字蕪崎	土居町蕪崎
大字新瀬川	新宮町新瀬川
大字馬立	新宮町馬立
大字新宮	新宮町新宮
大字上山	新宮町上山

○愛媛県告示第706号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西予市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変 更 前	変 更 後
大字俵津	明浜町俵津
大字渡江	明浜町渡江
大字狩浜	明浜町狩浜
大字高山	明浜町高山
大字宮野浦	明浜町宮野浦
大字田之浜	明浜町田之浜
大字久保	宇和町久保
大字信里	宇和町信里
大字東多田	宇和町東多田
大字瀬戸	宇和町瀬戸
大字河内	宇和町河内
大字伊延	宇和町伊延
大字岡山	宇和町岡山
大字加茂	宇和町加茂
大字大江	宇和町大江
大字田苗真土	宇和町田苗真土
大字杵所	宇和町杵所
大字清沢	宇和町清沢
大字坂戸	宇和町坂戸
大字小原	宇和町小原
大字岩木	宇和町岩木
大字郷内	宇和町郷内
大字西山田	宇和町西山田
大字山田	宇和町山田
大字卯之町一丁目	宇和町卯之町一丁目

大字卯之町二丁目	宇和町卯之町二丁目	大字白髭	野村町白髭
大字卯之町三丁目	宇和町卯之町三丁目	大字松溪	野村町松溪
大字卯之町四丁目	宇和町卯之町四丁目	大字鳥鹿野	野村町鳥鹿野
大字卯之町五丁目	宇和町卯之町五丁目	大字旭	野村町旭
大字伊賀上	宇和町伊賀上	大字長谷	野村町長谷
大字神領	宇和町神領	大字四郎谷	野村町四郎谷
大字久枝	宇和町久枝	大字河西	野村町河西
大字野田	宇和町野田	大字高瀬	野村町高瀬
大字小野田	宇和町小野田	大字富野川	野村町富野川
大字永長	宇和町永長	大字平野（旧野村町）	野村町平野
大字れんげ	宇和町れんげ	大字蔵良	野村町蔵良
大字上松葉	宇和町上松葉	大字中通川	野村町中通川
大字下松葉	宇和町下松葉	大字大西	野村町大西
大字ひまわり	宇和町ひまわり	大字鎌田	野村町鎌田
大字明石	宇和町明石	大字栗木	野村町栗木
大字新城	宇和町新城	大字西	野村町西
大字常定寺	宇和町常定寺	大字予子林	野村町予子林
大字窪	宇和町窪	大字坂石	野村町坂石
大字平野（旧宇和町）	宇和町平野	大字舟戸	野村町舟戸
大字伊崎	宇和町伊崎	大字惣川	野村町惣川
大字田野中	宇和町田野中	大字小松	野村町小松
大字稲生	宇和町稲生	大字大野ヶ原	野村町大野ヶ原
大字皆田	宇和町皆田	大字遊子谷	城川町遊子谷
大字下川	宇和町下川	大字野井川	城川町野井川
大字明間	宇和町明間	大字土居	城川町土居
大字野村	野村町野村	大字古市	城川町古市
大字片川	野村町片川	大字窪野	城川町窪野
大字阿下	野村町阿下	大字高野子	城川町高野子
大字釜川	野村町釜川	大字川津南	城川町川津南

大字嘉喜尾	城川町嘉喜尾
大字魚成	城川町魚成
大字下相	城川町下相
大字田穂	城川町田穂
大字男河内	城川町男河内
大字朝立	三瓶町朝立
大字津布理	三瓶町津布理
大字安土	三瓶町安土
大字有網代	三瓶町有網代
大字和泉	三瓶町和泉
大字鳴山	三瓶町鳴山
大字垣生	三瓶町垣生
大字二及	三瓶町二及
大字長早	三瓶町長早
大字周木	三瓶町周木
大字有太刀	三瓶町有太刀
大字蔵貫浦	三瓶町蔵貫浦
大字蔵貫村	三瓶町蔵貫
大字皆江	三瓶町皆江
大字下泊	三瓶町下泊

○愛媛県告示第 707 号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204 号）第29条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり免状交付事務を高圧ガス保安協会に委託した。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 委託に係る免状交付事務の内容  
製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付、再交付及び書換えに関すること。
- 委託に係る免状交付事務を処理する場所  
〒105 8447  
東京都港区虎ノ門四丁目3番9号（住友新虎ノ門ビル）  
高圧ガス保安協会本部  
電話 （03）3436 6106

○愛媛県告示第 708 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149 号）第38条の 4 の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり免状交付事務を高圧ガス保安協会に委託した。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 委託に係る免状交付事務の内容  
液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関すること。
- 委託に係る免状交付事務を処理する場所  
〒105 8447  
東京都港区虎ノ門四丁目3番9号（住友新虎ノ門ビル）  
高圧ガス保安協会本部  
電話 （03）3436 6106

○愛媛県告示第 709 号

へい獣処理場等に関する法律に基づく地域の指定（昭和59年9月愛媛県告示第1184号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

前文中「へい獣処理場等に関する法律（）」を「化製場等に関する法律（）」に改める。

表川之江市の項及び伊予三島市の項を削り、同表伊予市の項の次に次のように加える。

四国中央市	川之江町、金生町下分、上分町、妻島町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目及び三島金子三丁目
西予市	宇和町卯之町一丁目、宇和町卯之町二丁目、宇和町卯之町三丁目、宇和町卯之町四丁目、宇和町卯之町五丁目、野村町野村新町、野村町野村本町一丁目、野村町野村本町二丁目、野村町野村本町三丁目、野村町野村中屋敷、野村町野村愛宕、野村町野村岩村、野村町野村法正、野村町野村三島町、三瓶町朝立2区、三瓶町朝立3区、三瓶町朝立7区、三瓶町朝立8区、三瓶町津布理7区及び三瓶町安土5区

表三瓶町の項、宇和町の項及び野村町の項を削る。

○愛媛県告示第 710 号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 公の施設の名称  
愛媛県在宅介護研修センター
- 指定管理者の住所及び名称  
松山市鷹子町 744 番地

特定非営利活動法人愛と心えひめ

3 指定の期間

平成16年4月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第711号

農地法別表で定める小作地の面積に代るべき面積（昭和41年7月愛媛県告示第616号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

表宇摩郡の項を削り、同表西宇和郡の項区域名の欄中「、三瓶町」を削り、同表東宇和郡の項、川之江市の項及び伊予三島市の項を削り、同表に次のように加える。

四国中央市	土居町（旧小富士村、旧土居村、旧長津村及び旧天満村の区域を除く。）	0.7
	旧金田村、旧伊予三島市（旧寒川村の区域を除く。）、新宮町（旧上山村の区域を除く。）、土居町のうち旧小富士村、旧土居村及び旧長津村の区域	0.6
	旧川之江市（旧金田村の区域を除く。）、旧寒川村、新宮町のうち旧上山村の区域、土居町のうち旧天満村の区域	0.5
西予市	宇和町（旧下宇和村の区域を除く。）、野村町、城川町	0.6
	明浜町、宇和町のうち旧下宇和村の区域、三瓶町	0.5

○愛媛県告示第712号

農地法に基づく農地の最低限面積の指定（昭和45年11月愛媛県告示第1124号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

表区域の欄中

宇摩郡	土居町大字津根のうち旧字西田井、旧字樋ノ口、旧字藤畑及び旧字久保
宇摩郡	土居町のうち大字野田（旧字柿木及び旧字楠木に限る。）及び大字天満（旧字原田、旧字円蔵地及び旧字蔵ノ東に限る。）

を

四国中央市	土居町津根のうち旧字西田井、旧字樋ノ口、旧字藤畑及び旧字久保
四国中央市	土居町のうち野田（旧字柿木及び旧字楠木に限る。）及び天満（旧字原田、旧字円蔵地及び旧字蔵ノ東に限る。）

に改め、

宇摩郡	新宮村
-----	-----

、「三瓶町」及び

東宇和郡	明浜町
------	-----

を削り、

伊予三島市	旧富郷村、旧金沙村
-------	-----------

を

四国中央市	旧富郷村、旧金沙村及び新宮町
西予市	明浜町及び三瓶町

に改め、

宇摩郡	土居町大字中村のうち旧字久保田、旧字古野、旧字北原、旧字松ケ花、旧字桜木及び旧字五反地
-----	---

を削り、

宇和島市	旧將瀨村
------	------

を

宇和島市	旧將瀨村
四国中央市	土居町中村のうち旧字久保田、旧字古野、旧字北原、旧字松ケ花、旧字桜木及び旧字五反地

に改める。

○愛媛県告示第713号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号口の規定により、一定の水域を次のように定め、加入区の設定及び廃止（平成6年4月愛媛県告示第494号）は、廃止する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

てんぐさをとる漁業

加入区の名称	区 域
野忽那加入区	伊共第22号漁業権漁場の区域
睦月加入区	伊共第31号漁業権漁場の区域
中島加入区	伊共第34号漁業権、伊共第36号漁業権、伊共第37号漁業権、伊共第41号漁業権、伊共第48号漁業権及び伊共第50号漁業権漁場の区域
中島三和加入区	伊共第55号漁業権、伊共第57号漁業権、伊共第62号漁業権、伊共第69号漁業権、伊共第70号漁業権、伊共第73号漁業権及び伊共第75号漁業権漁場の区域
松山市加入区	伊共第79号漁業権、伊共第81号漁業権及び伊共第83号漁業権漁場の区域
長浜町加入区	伊共第101号漁業権及び伊共第104号漁業権漁場の区域
磯津加入区	伊共第132号漁業権漁場の区域
有寿来加入区	伊共第135号漁業権漁場の区域
町見加入区	伊共第139号漁業権及び伊共第4号漁業権漁場の区域
瀬戸町加入区	伊共第141号漁業権及び伊共第3号漁業権漁場の区域
三崎加入区	伊共第143号漁業権及び伊共第1号漁業権漁場の区域
戸島加入区	伊共第26号漁業権漁場の区域
日振島加入区	伊共第27号漁業権及び伊共第30号漁業権漁場の区域
下灘加入区	伊共第34号漁業権及び伊共第35号漁業権漁場の区域
内海加入区	伊共第37号漁業権及び伊共第38号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第714号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項

の規定により、一定の水域を次のように定め、加入区の設定及び廃止（平成11年4月愛媛県告示第500号）及び加入区の設定（養殖共済）（平成13年4月愛媛県告示第865号、平成13年5月愛媛県告示第1060号、平成13年7月愛媛県告示第1291号、平成13年12月愛媛県告示第2009号、平成14年8月愛媛県告示第1417号、平成15年5月愛媛県告示第1214号及び平成15年11月愛媛県告示第2063号）は、廃止する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 かき養殖業

加入区の名称	区 域
燧灘第1加入区	燧特区第113号漁業権漁場の区域
燧灘第2加入区	燧特区第114号漁業権漁場の区域
燧灘第3加入区	燧特区第117号漁業権漁場の区域
燧灘第4加入区	燧特区第122号漁業権漁場の区域
燧灘第5加入区	燧特区第130号漁業権漁場の区域
伊予灘第1加入区	伊特区第21号漁業権漁場の区域
宇和海第1加入区	宇特区第30号漁業権漁場の区域
宇和海第2加入区	宇特区第185号漁業権漁場の区域
宇和海第3加入区	宇特区第303号漁業権漁場の区域
宇和海第4加入区	宇特区第304号漁業権漁場の区域
宇和海第5加入区	宇特区第305号漁業権漁場の区域
宇和海第6加入区	宇特区第306号漁業権漁場の区域
宇和海第7加入区	宇特区第308号漁業権漁場の区域
宇和海第8加入区	宇特区第318号漁業権漁場の区域

2 1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区の名称	区 域
燧灘第1加入区	燧区第2号漁業権漁場の区域
燧灘第2加入区	燧区第3号漁業権漁場の区域
燧灘第3加入区	燧区第4号漁業権漁場の区域
燧灘第4加入区	燧区第5号漁業権漁場の区域
伊予灘第1加入区	伊区第1号漁業権漁場の区域
伊予灘第2加入区	伊区第2号漁業権漁場の区域
伊予灘第3加入区	伊区第3号漁業権漁場の区域
伊予灘第4加入区	伊区第4号漁業権漁場の区域
伊予灘第5加入区	伊区第5号漁業権漁場の区域
伊予灘第6加入区	伊区第6号漁業権漁場の区域
伊予灘第7加入区	伊区第7号漁業権漁場の区域
伊予灘第8加入区	伊区第8号漁業権漁場の区域
伊予灘第9加入区	伊区第9号漁業権漁場の区域
伊予灘第10加入区	伊区第10号漁業権漁場の区域

伊予灘第11加入区	伊区第11号漁業権漁場の区域
伊予灘第12加入区	伊区第13号漁業権漁場の区域
宇和海第1加入区	宇区第1号漁業権漁場の区域
宇和海第2加入区	宇区第2号漁業権漁場の区域
宇和海第3加入区	宇区第3号漁業権漁場の区域
宇和海第4加入区	宇区第4号漁業権漁場の区域
宇和海第5加入区	宇区第5号漁業権漁場の区域
宇和海第6加入区	宇区第6号漁業権漁場の区域
宇和海第7加入区	宇区第7号漁業権漁場の区域
宇和海第8加入区	宇区第8号漁業権漁場の区域
宇和海第9加入区	宇区第9号漁業権漁場の区域
宇和海第10加入区	宇区第10号漁業権漁場の区域
宇和海第11加入区	宇区第11号漁業権漁場の区域
宇和海第12加入区	宇区第12号漁業権漁場の区域
宇和海第13加入区	宇区第13号漁業権漁場の区域
宇和海第14加入区	宇区第14号漁業権漁場の区域
宇和海第15加入区	宇区第15号漁業権漁場の区域
宇和海第16加入区	宇区第16号漁業権漁場の区域
宇和海第17加入区	宇区第17号漁業権漁場の区域
宇和海第18加入区	宇区第18号漁業権漁場の区域
宇和海第19加入区	宇区第19号漁業権漁場の区域
宇和海第20加入区	宇区第20号漁業権漁場の区域
宇和海第21加入区	宇区第21号漁業権漁場の区域
宇和海第22加入区	宇区第22号漁業権漁場の区域
宇和海第23加入区	宇区第23号漁業権漁場の区域
宇和海第24加入区	宇区第24号漁業権漁場の区域
宇和海第25加入区	宇区第25号漁業権漁場の区域
宇和海第26加入区	宇区第26号漁業権漁場の区域
宇和海第27加入区	宇区第27号漁業権漁場の区域
宇和海第28加入区	宇区第28号漁業権漁場の区域
宇和海第29加入区	宇区第29号漁業権漁場の区域
宇和海第30加入区	宇区第30号漁業権漁場の区域
宇和海第31加入区	宇区第31号漁業権漁場の区域
宇和海第32加入区	宇区第32号漁業権漁場の区域
宇和海第33加入区	宇区第33号漁業権漁場の区域
宇和海第34加入区	宇区第34号漁業権漁場の区域
宇和海第35加入区	宇区第35号漁業権漁場の区域
宇和海第36加入区	宇区第36号漁業権漁場の区域





宇和海第189加入区	宇区第189号漁業権漁場の区域
宇和海第190加入区	宇区第190号漁業権漁場の区域
宇和海第191加入区	宇区第191号漁業権漁場の区域
宇和海第192加入区	宇区第192号漁業権漁場の区域
宇和海第193加入区	宇区第193号漁業権漁場の区域
宇和海第194加入区	宇区第194号漁業権漁場の区域
宇和海第195加入区	宇区第195号漁業権漁場の区域
宇和海第196加入区	宇区第197号漁業権漁場の区域
宇和海第197加入区	宇区第198号漁業権漁場の区域
宇和海第198加入区	宇区第199号漁業権漁場の区域
宇和海第199加入区	宇区第200号漁業権漁場の区域
宇和海第200加入区	宇区第201号漁業権漁場の区域
宇和海第201加入区	宇区第202号漁業権漁場の区域
宇和海第202加入区	宇区第203号漁業権漁場の区域
宇和海第203加入区	宇区第204号漁業権漁場の区域
宇和海第204加入区	宇区第205号漁業権漁場の区域
宇和海第205加入区	宇区第206号漁業権漁場の区域
宇和海第206加入区	宇区第207号漁業権漁場の区域
宇和海第207加入区	宇区第208号漁業権漁場の区域
宇和海第208加入区	宇区第209号漁業権漁場の区域
宇和海第209加入区	宇区第210号漁業権漁場の区域
宇和海第210加入区	宇区第211号漁業権漁場の区域
宇和海第211加入区	宇区第212号漁業権漁場の区域
宇和海第212加入区	宇区第213号漁業権漁場の区域
宇和海第213加入区	宇区第214号漁業権漁場の区域
宇和海第214加入区	宇区第215号漁業権漁場の区域
宇和海第215加入区	宇区第216号漁業権漁場の区域
宇和海第216加入区	宇区第217号漁業権漁場の区域
宇和海第217加入区	宇区第218号漁業権漁場の区域
宇和海第218加入区	宇区第219号漁業権漁場の区域
宇和海第219加入区	宇区第220号漁業権漁場の区域
宇和海第220加入区	宇区第221号漁業権漁場の区域
宇和海第221加入区	宇区第222号漁業権漁場の区域
宇和海第222加入区	宇区第223号漁業権漁場の区域
宇和海第223加入区	宇区第224号漁業権漁場の区域
宇和海第224加入区	宇区第225号漁業権漁場の区域
宇和海第225加入区	宇区第226号漁業権漁場の区域
宇和海第226加入区	宇区第227号漁業権漁場の区域

宇和海第227加入区	宇区第228号漁業権漁場の区域
宇和海第228加入区	宇区第229号漁業権漁場の区域
宇和海第229加入区	宇区第230号漁業権漁場の区域
宇和海第230加入区	宇区第231号漁業権漁場の区域
宇和海第231加入区	宇区第232号漁業権漁場の区域
宇和海第232加入区	宇区第233号漁業権漁場の区域
宇和海第233加入区	宇区第234号漁業権漁場の区域
宇和海第234加入区	宇区第235号漁業権漁場の区域
宇和海第235加入区	宇区第236号漁業権漁場の区域
宇和海第236加入区	宇区第237号漁業権漁場の区域
宇和海第237加入区	宇区第238号漁業権漁場の区域
宇和海第238加入区	宇区第239号漁業権漁場の区域
宇和海第239加入区	宇区第240号漁業権漁場の区域
宇和海第240加入区	宇区第241号漁業権漁場の区域
宇和海第241加入区	宇区第242号漁業権漁場の区域
宇和海第242加入区	宇区第243号漁業権漁場の区域
宇和海第243加入区	宇区第244号漁業権漁場の区域
宇和海第244加入区	宇区第245号漁業権漁場の区域
宇和海第245加入区	宇区第246号漁業権漁場の区域

3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業又は小割り式2年魚しまあじ養殖業

加入区の名称	区 域
燧灘第1加入区	燧特区第7号漁業権漁場の区域
燧灘第2加入区	燧特区第8号漁業権漁場の区域
燧灘第3加入区	燧特区第10号漁業権漁場の区域
燧灘第4加入区	燧特区第12号漁業権漁場の区域
燧灘第5加入区	燧特区第13号漁業権漁場の区域
燧灘第6加入区	燧特区第42号漁業権漁場の区域
燧灘第7加入区	燧特区第44号漁業権漁場の区域
燧灘第8加入区	燧特区第45号漁業権漁場の区域
燧灘第9加入区	燧特区第47号漁業権漁場の区域
燧灘第10加入区	燧特区第51号漁業権漁場の区域
燧灘第11加入区	燧特区第61号漁業権漁場の区域



宇和海第28加入区	宇特区第39号漁業権漁場の区域		
宇和海第29加入区	宇特区第40号漁業権漁場の区域		
宇和海第30加入区	宇特区第41号漁業権漁場の区域		
宇和海第31加入区	宇特区第42号漁業権漁場の区域		
宇和海第32加入区	宇特区第43号漁業権漁場の区域		
宇和海第33加入区	宇特区第44号漁業権漁場の区域		
宇和海第34加入区	宇特区第45号漁業権漁場の区域		
宇和海第35加入区	宇特区第46号漁業権漁場の区域		
宇和海第36加入区	宇特区第47号漁業権漁場の区域		
宇和海第37加入区	宇特区第48号漁業権漁場の区域		
宇和海第38加入区	宇特区第49号漁業権漁場の区域		
宇和海第39加入区	宇特区第50号漁業権漁場の区域		
宇和海第40加入区	宇特区第51号漁業権漁場の区域		
宇和海第41加入区	宇特区第52号漁業権漁場の区域		
宇和海第42加入区	宇特区第53号漁業権漁場の区域		
宇和海第43加入区	宇特区第54号漁業権漁場の区域		
宇和海第44加入区	宇特区第55号漁業権漁場の区域		
宇和海第45加入区	宇特区第56号漁業権漁場の区域		
宇和海第46加入区	宇特区第57号漁業権漁場の区域		
宇和海第47加入区	宇特区第58号漁業権漁場の区域		
宇和海第48加入区	宇特区第59号漁業権漁場の区域		
宇和海第49加入区	宇特区第60号漁業権漁場の区域		
宇和海第50加入区	宇特区第61号漁業権漁場の区域		
宇和海第51加入区	宇特区第62号漁業権漁場の区域		
宇和海第52加入区	宇特区第63号漁業権漁場の区域		
宇和海第53加入区	宇特区第64号漁業権漁場の区域		
宇和海第54加入区	宇特区第65号漁業権漁場の区域		
宇和海第55加入区	宇特区第66号漁業権漁場の区域		
宇和海第56加入区	宇特区第67号漁業権漁場の区域		
宇和海第57加入区	宇特区第68号漁業権漁場の区域		
宇和海第58加入区	宇特区第69号漁業権漁場の区域		
宇和海第59加入区	宇特区第73号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域 基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北） 基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸の東端角に設置された金属鉄 点アは、基点から314度00分44秒1,169メートルの地点 点イは、基点から310度55分43秒1	581メートルの地点 点ウは、基点から335度34分54秒1 870メートルの地点 点工は、基点から344度11分04秒1 537メートルの地点	
		宇和海第60加入区	宇特区第73号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域 基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北） 基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸の東端角に設置された金属鉄 点アは、基点から310度55分43秒1 581メートルの地点 点イは、基点から309度43分45秒1 835メートルの地点 点ウは、基点から331度43分31秒2 089メートルの地点 点工は、基点から335度34分54秒1 870メートルの地点
		宇和海第61加入区	宇特区第81号漁業権漁場の区域
		宇和海第62加入区	宇特区第82号漁業権漁場の区域
		宇和海第63加入区	宇特区第83号漁業権漁場の区域
		宇和海第64加入区	宇特区第84号漁業権漁場の区域
		宇和海第65加入区	宇特区第85号漁業権漁場の区域
		宇和海第66加入区	宇特区第86号漁業権漁場の区域
		宇和海第67加入区	宇特区第87号漁業権漁場の区域
		宇和海第68加入区	宇特区第90号漁業権漁場の区域
		宇和海第69加入区	宇特区第91号漁業権漁場の区域
		宇和海第70加入区	宇特区第92号漁業権漁場の区域
		宇和海第71加入区	宇特区第94号漁業権漁場の区域
		宇和海第72加入区	宇特区第95号漁業権漁場の区域
		宇和海第73加入区	宇特区第96号漁業権漁場の区域
		宇和海第74加入区	宇特区第97号漁業権漁場の区域
		宇和海第75加入区	宇特区第98号漁業権漁場の区域
		宇和海第76加入区	宇特区第99号漁業権漁場の区域
		宇和海第77加入区	宇特区第100号漁業権漁場の区域
		宇和海第78加入区	宇特区第101号漁業権漁場の区域
		宇和海第79加入区	宇特区第102号漁業権漁場の区域
		宇和海第80加入区	宇特区第117号漁業権漁場の区域
		宇和海第81加入区	宇特区第118号漁業権漁場の区域
		宇和海第82加入区	宇特区第119号漁業権漁場の区域
		宇和海第83加入区	宇特区第120号漁業権漁場の区域
		宇和海第84加入区	宇特区第121号漁業権漁場の区域
		宇和海第85加入区	宇特区第122号漁業権漁場の区域



宇和海第162加入区	宇特区第344号漁業権漁場の区域
宇和海第163加入区	宇特区第345号漁業権漁場の区域
宇和海第164加入区	宇特区第346号漁業権漁場の区域
宇和海第165加入区	宇特区第347号漁業権漁場の区域
宇和海第166加入区	宇特区第348号漁業権漁場の区域
宇和海第167加入区	宇特区第349号漁業権漁場の区域
宇和海第168加入区	宇特区第350号漁業権漁場の区域
宇和海第169加入区	宇特区第351号漁業権漁場の区域
宇和海第170加入区	宇特区第352号漁業権漁場の区域
宇和海第171加入区	宇特区第353号漁業権漁場の区域
宇和海第172加入区	宇特区第362号漁業権漁場の区域
宇和海第173加入区	宇特区第363号漁業権漁場の区域
宇和海第174加入区	宇特区第364号漁業権漁場の区域
宇和海第175加入区	宇特区第365号漁業権漁場の区域

宇和海第176加入区	宇特区第367号漁業権漁場の区域
宇和海第177加入区	宇特区第368号漁業権漁場の区域
宇和海第178加入区	宇特区第369号漁業権漁場の区域
宇和海第179加入区	宇特区第373号漁業権漁場の区域
宇和海第180加入区	宇特区第374号漁業権漁場の区域
宇和海第181加入区	宇特区第375号漁業権漁場の区域
宇和海第182加入区	宇特区第376号漁業権漁場の区域
宇和海第183加入区	宇特区第377号漁業権漁場の区域
宇和海第184加入区	宇特区第378号漁業権漁場の区域
宇和海第185加入区	宇特区第379号漁業権漁場の区域
宇和海第186加入区	宇特区第380号漁業権漁場の区域
宇和海第187加入区	宇特区第381号漁業権漁場の区域
宇和海第188加入区	宇特区第382号漁業権漁場の区域
宇和海第189加入区	宇特区第383号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第715号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成16年4月1日次のように共同漁業等を免許した。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧共第1号	四国中央市川之江町4101番地の地先 川之江漁業協同組合	平成15年12月26日愛媛県 告示第2384号のとおり	平成16年4月1日から 平成26年3月31日まで
燧共第2号	〃 〃	〃	〃
燧共第3号	〃 〃	〃	〃
燧共第4号	〃 〃	〃	〃
燧共第5号	〃 〃	〃	〃
燧共第6号	四国中央市三島中央1丁目11番17号 三島漁業協同組合	〃	〃
燧共第7号	四国中央市寒川町4775番地の4 寒川漁業協同組合	〃	〃
燧共第8号	四国中央市三島中央1丁目11番17号 三島漁業協同組合	外1名 〃	〃
燧共第9号	〃 〃	〃	〃
燧共第10号	四国中央市寒川町4775番地の4 寒川漁業協同組合	〃	〃
燧共第11号	〃 〃	〃	〃
燧共第12号	四国中央市三島中央1丁目11番17号 三島漁業協同組合	外1名 〃	〃
燧共第13号	四国中央市土居町蕪崎1594番地 土居町漁業協同組合	〃	〃
燧共第14号	〃 〃	〃	〃

燧共第15号	〃 〃		〃	〃
燧共第16号	〃 〃		〃	〃
燧共第17号	〃 〃		〃	〃
燧共第18号	〃 〃		〃	〃
燧共第19号	〃 〃		〃	〃
燧共第20号	〃 〃		〃	〃
燧共第21号	〃 〃		〃	〃
燧共第22号	新居浜市大島甲1591番地 新居浜市大島漁業協同組合	外 1 名	〃	〃
燧共第23号	〃 〃	外 1 名	〃	〃
燧共第24号	〃 〃	外 1 名	〃	〃
燧共第25号	〃 〃	外 1 名	〃	〃
燧共第26号	〃 〃	外 1 名	〃	〃
燧共第27号	〃 〃	外 1 名	〃	〃
燧共第28号	新居浜市垣生 6 丁目 7 番26号 新居浜市垣生漁業協同組合	外 1 名	〃	〃
燧共第29号	新居浜市大島甲1591番地 新居浜市大島漁業協同組合	外 3 名	〃	〃
燧共第30号	新居浜市垣生 6 丁目 7 番26号 新居浜市垣生漁業協同組合	外 1 名	〃	〃
燧共第31号	新居浜市清水町14番98号 新居浜漁業協同組合		〃	〃
燧共第32号	〃 〃		〃	〃
燧共第33号	〃 〃	外 3 名	〃	〃
燧共第34号	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地 1 西条漁業協同組合	外 2 名	〃	〃
燧共第35号	〃 〃	外 2 名	〃	〃
燧共第36号	東予市壬生川547番地 7 壬生川漁業協同組合	外 4 名	〃	〃
燧共第37号	〃 〃	外 2 名	〃	〃
燧共第38号	東予市河原津甲241番地 5 地先 河原津漁業協同組合	外 3 名	〃	〃
燧共第39号	〃 〃		〃	〃
燧共第40号	〃 〃		〃	〃
燧共第41号	今治市桜井 5 丁目13番58号 桜井漁業協同組合		〃	〃
燧共第42号	〃 〃	外 1 名	〃	〃
燧共第43号	〃 〃		〃	〃

燧共第44号	〃 〃	〃	〃
燧共第45号	〃 〃	〃	〃
燧共第46号	今治市片原町4丁目甲1302番地4 今治漁業協同組合	〃	〃
燧共第47号	〃 〃	〃	〃
燧共第48号	〃 〃	外1名	〃
燧共第49号	〃 〃	外1名	〃
燧共第50号	〃 〃	〃	〃
燧共第51号	〃 〃	〃	〃
燧共第52号	〃 〃	〃	〃
燧共第53号	〃 〃	〃	〃
燧共第54号	〃 〃	〃	〃
燧共第55号	〃 〃	〃	〃
燧共第56号	今治市大浜町2丁目3番28号先 大浜漁業協同組合	〃	〃
燧共第57号	今治市来島564番地2 来島漁業協同組合	〃	〃
燧共第58号	〃 〃	〃	〃
燧共第59号	〃 〃	〃	〃
燧共第60号	〃 〃	〃	〃
燧共第61号	〃 〃	〃	〃
燧共第62号	〃 〃	〃	〃
燧共第63号	〃 〃	〃	〃
燧共第64号	越智郡波方町小部甲153番地3 小部漁業協同組合	外1名	〃
燧共第65号	〃 〃	外2名	〃
燧共第66号	今治市来島564番地2 来島漁業協同組合	外1名	〃
燧共第67号	〃 〃	外1名	〃
燧共第68号	〃 〃	外1名	〃
燧共第69号	越智郡波方町小部甲153番地3 小部漁業協同組合	外3名	〃
燧共第70号	〃 〃	〃	〃
燧共第71号	越智郡大西町大字新町甲447番地 大西町漁業協同組合	〃	〃
燧共第72号	越智郡菊間町浜178番地1 菊間町漁業協同組合	〃	〃

燧共第73号	越智郡魚島村1番耕地1362番地 魚島村漁業協同組合	〃	〃
燧共第74号	〃	〃	〃
燧共第75号	〃	〃	〃
燧共第76号	〃	〃	〃
燧共第77号	〃	〃	〃
燧共第78号	〃	〃	〃
燧共第79号	〃	〃	〃
燧共第80号	〃	〃	〃
燧共第81号	〃	〃	〃
燧共第82号	〃	〃	〃
燧共第83号	〃	〃	〃
燧共第84号	〃	〃	〃
燧共第85号	〃	〃	〃
燧共第86号	〃	〃	〃
燧共第87号	〃	〃	〃
燧共第88号	〃	〃	〃
燧共第89号	〃	〃	〃
燧共第90号	〃	〃	〃
燧共第91号	越智郡弓削町下弓削839番地3 弓削町漁業協同組合	〃	〃
燧共第92号	〃	〃	〃
燧共第93号	〃	〃	〃
燧共第94号	〃	〃	〃
燧共第95号	〃	〃	〃
燧共第96号	〃	〃	〃
燧共第97号	〃	〃	〃
燧共第98号	〃	〃	〃
燧共第99号	〃	〃	〃
燧共第100号	〃	〃	〃
燧共第101号	〃	〃	〃

燧共第102号	〃 〃	〃	〃
燧共第103号	〃 〃	〃	〃
燧共第104号	〃 〃	〃	〃
燧共第105号	〃 〃	〃	〃
燧共第106号	〃 〃	〃	〃
燧共第107号	越智郡岩城村1530番地 岩城生名漁業協同組合	〃	〃
燧共第108号	〃 〃	〃	〃
燧共第109号	〃 〃	〃	〃
燧共第110号	〃 〃	〃	〃
燧共第111号	〃 〃	〃	〃
燧共第112号	〃 〃	〃	〃
燧共第113号	越智郡伯方町大字叶浦甲1667番地の3 伯方町漁業協同組合	〃	〃
燧共第114号	越智郡宮窪町大字宮窪2700番地 宮窪町漁業協同組合	〃	〃
燧共第115号	〃 〃	〃	〃
燧共第116号	〃 〃	〃	〃
燧共第117号	〃 〃	〃	〃
燧共第118号	〃 〃	〃	〃
燧共第119号	越智郡吉海町大字仁江2192番地 津倉漁業協同組合	〃	〃
燧共第120号	〃 〃	〃	〃
燧共第121号	〃 〃	〃	〃
燧共第122号	〃 〃	〃	〃
	外 1 名		
燧共第123号	〃 〃	〃	〃
燧共第124号	今治市大浜町2丁目3番28号先 大浜漁業協同組合	〃	〃
	外 6 名		
燧共第125号	越智郡吉海町大字棕名578番地 渦浦漁業協同組合	〃	〃
燧共第126号	〃 〃	〃	〃
	外 1 名		
燧共第127号	〃 〃	〃	〃
燧共第128号	〃 〃	〃	〃
燧共第129号	〃 〃	〃	〃
燧共第130号	〃 〃	〃	〃

燧共第131号	〃 〃	〃	〃
燧共第132号	〃 〃	〃	〃
燧共第133号	〃 〃	〃	〃
燧共第134号	〃 〃	〃	〃
燧共第135号	〃 〃	〃	〃
燧共第136号	〃 〃	〃	〃
燧共第137号	〃 〃	〃	〃
燧共第138号	〃 〃	〃	〃
燧共第139号	〃 〃	〃	〃
燧共第140号	〃 〃	〃	〃
燧共第141号	〃 〃	〃	〃
燧共第142号	〃 〃	外 1 名	〃
燧共第143号	〃 〃	外 1 名	〃
燧共第144号	〃 〃	〃	〃
燧共第145号	〃 〃	〃	〃
燧共第146号	越智郡大三島町大字浦戸1507番地 1 大三島漁業協同組合		〃
燧共第147号	〃 〃	〃	〃
燧共第148号	〃 〃	〃	〃
燧共第149号	〃 〃	〃	〃
燧共第150号	〃 〃	〃	〃
燧共第151号	〃 〃	〃	〃
燧共第152号	〃 〃	〃	〃
燧共第153号	〃 〃	〃	〃
燧共第154号	〃 〃	〃	〃
燧共第155号	〃 〃	〃	〃
燧共第156号	〃 〃	〃	〃
燧共第157号	〃 〃	〃	〃
燧共第158号	〃 〃	〃	〃
燧共第159号	〃 〃	外 1 名	〃

燧共第160号	越智郡関前村大字岡村甲80番地第2 関前村漁業協同組合	〃	〃
燧共第161号	〃	〃	〃
燧共第162号	〃	〃	〃
燧共第163号	〃	〃	〃
燧共第164号	〃	〃	〃
燧共第165号	〃	〃	〃
燧共第166号	〃	〃	〃
燧共第167号	〃	〃	〃
燧共第168号	〃	〃	〃
燧共第169号	〃	〃	〃
燧共第170号	〃	〃	〃
燧共第171号	〃	〃	〃
燧共第172号	〃	〃	〃
燧共第173号	〃	〃	〃
伊共第1号	北条市辻1456番地 北条市漁業協同組合	〃	〃
伊共第2号	〃	〃	〃
伊共第3号	〃	〃	〃
伊共第4号	〃	〃	〃
伊共第5号	〃	〃	〃
伊共第6号	〃	〃	〃
伊共第7号	〃	〃	〃
伊共第8号	〃	〃	〃
伊共第9号	〃	〃	〃
伊共第10号	〃	〃	〃
伊共第11号	〃	〃	〃
伊共第12号	〃	〃	〃
伊共第13号	〃	〃	〃
伊共第14号	〃	〃	〃
伊共第15号	〃	〃	〃

伊共第16号	〃 〃	〃	〃
伊共第17号	〃 〃	〃	〃
伊共第18号	〃 〃	〃	〃
伊共第19号	〃 〃	〃	〃
伊共第20号	〃 〃	〃	〃
伊共第21号	〃 〃	〃	〃
伊共第22号	温泉郡中島町野忽那1381番地 野忽那漁業協同組合	〃	〃
伊共第23号	〃 〃	〃	〃
伊共第24号	〃 〃	〃	〃
伊共第25号	〃 〃	〃	〃
伊共第26号	〃 〃	〃	〃
伊共第27号	〃 〃	〃	〃
伊共第28号	〃 〃	〃	〃
伊共第29号	〃 〃	外 1 名	〃
伊共第30号	〃 〃	外 1 名	〃
伊共第31号	温泉郡中島町大字睦月土井甲2192番地 1 睦月漁業協同組合	〃	〃
伊共第32号	〃 〃	〃	〃
伊共第33号	〃 〃	〃	〃
伊共第34号	温泉郡中島町大字小浜甲2824番地 中島漁業協同組合	〃	〃
伊共第35号	〃 〃	〃	〃
伊共第36号	〃 〃	〃	〃
伊共第37号	〃 〃	〃	〃
伊共第38号	〃 〃	〃	〃
伊共第39号	〃 〃	〃	〃
伊共第40号	〃 〃	〃	〃
伊共第41号	〃 〃	〃	〃
伊共第42号	〃 〃	〃	〃
伊共第43号	〃 〃	〃	〃
伊共第44号	〃 〃	〃	〃

伊共第45号	〃 〃	〃	〃
伊共第46号	〃 〃	〃	〃
伊共第47号	〃 〃	外 1 名	〃
伊共第48号	〃 〃	外 1 名	〃
伊共第49号	〃 〃	外 1 名	〃
伊共第50号	〃 〃	〃	〃
伊共第51号	〃 〃	〃	〃
伊共第52号	〃 〃	〃	〃
伊共第53号	〃 〃	〃	〃
伊共第54号	〃 〃	〃	〃
伊共第55号	温泉郡中島町大字津和地600番地 中島三和漁業協同組合		〃
伊共第56号	〃 〃	〃	〃
伊共第57号	〃 〃	〃	〃
伊共第58号	〃 〃	〃	〃
伊共第59号	〃 〃	〃	〃
伊共第60号	〃 〃	〃	〃
伊共第61号	〃 〃	〃	〃
伊共第62号	〃 〃	〃	〃
伊共第63号	〃 〃	〃	〃
伊共第64号	〃 〃	〃	〃
伊共第65号	〃 〃	〃	〃
伊共第66号	〃 〃	〃	〃
伊共第67号	〃 〃	〃	〃
伊共第68号	〃 〃	〃	〃
伊共第69号	〃 〃	〃	〃
伊共第70号	〃 〃	〃	〃
伊共第71号	〃 〃	〃	〃
伊共第72号	〃 〃	〃	〃
伊共第73号	〃 〃	〃	〃

伊共第74号	〃 〃	〃	〃
伊共第75号	〃 〃	〃	〃
伊共第76号	〃 〃	〃	〃
伊共第77号	〃 〃	〃	〃
伊共第78号	松山市三津1丁目7番36号 松山市漁業協同組合	〃	〃
伊共第79号	〃 〃	〃	〃
伊共第80号	松山市和気2丁目926番地2 和気漁業協同組合	外1名	〃
伊共第81号	松山市三津1丁目7番36号 松山市漁業協同組合	〃	〃
伊共第82号	松山市高浜町4丁目1503番地の104 高浜町漁業協同組合	外1名	〃
伊共第83号	松山市三津1丁目7番36号 松山市漁業協同組合	外2名	〃
伊共第84号	松山市西垣生町1946番地 松山市今出漁業協同組合	〃	〃
伊共第85号	伊予郡松前町大字浜597番地 松前町漁業協同組合	〃	〃
伊共第86号	〃 〃	〃	〃
伊共第87号	伊予市灘町357番地 伊予漁業協同組合	〃	〃
伊共第88号	〃 〃	〃	〃
伊共第89号	〃 〃	〃	〃
伊共第90号	〃 〃	〃	〃
伊共第91号	伊予郡双海町大字上灘甲5722番地3 上灘漁業協同組合	〃	〃
伊共第92号	〃 〃	〃	〃
伊共第93号	〃 〃	〃	〃
伊共第94号	〃 〃	〃	〃
伊共第95号	〃 〃	〃	〃
伊共第96号	〃 〃	〃	〃
伊共第97号	伊予郡双海町大字串3655番地4 下灘漁業協同組合	〃	〃
伊共第98号	〃 〃	〃	〃
伊共第99号	〃 〃	〃	〃
伊共第100号	〃 〃	〃	〃
伊共第101号	喜多郡長浜町大字長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	〃	〃
伊共第102号	〃 〃	〃	〃

伊共第103号	” ” 外1名	”	”
伊共第104号	” ”	”	”
伊共第105号	” ”	”	”
伊共第106号	” ”	”	”
伊共第107号	” ”	”	”
伊共第108号	” ”	”	”
伊共第109号	” ”	”	”
伊共第110号	” ”	”	”
伊共第111号	” ”	”	”
伊共第112号	” ”	”	”
伊共第113号	” ”	”	”
伊共第114号	” ”	”	”
伊共第115号	” ”	”	”
伊共第116号	” ”	”	”
伊共第117号	” ”	”	”
伊共第118号	” ”	”	”
伊共第119号	” ”	”	”
伊共第120号	” ”	”	”
伊共第121号	” ”	”	”
伊共第122号	” ”	”	”
伊共第123号	” ”	”	”
伊共第124号	” ”	”	”
伊共第125号	” ”	”	”
伊共第126号	” ”	”	”
伊共第127号	” ”	”	”
伊共第128号	” ”	”	”
伊共第129号	” ”	”	”
伊共第130号	” ”	”	”
伊共第131号	” ”	”	”

伊共第132号	西宇和郡保内町喜木津2番耕地334番地の3 磯津漁業協同組合	〃	〃
伊共第133号	〃	〃	〃
伊共第134号	〃	〃	〃
伊共第135号	西宇和郡伊方町伊方越140番地1 有寿来漁業協同組合	〃	〃
伊共第136号	〃	〃	〃
伊共第137号	〃	〃	〃
伊共第138号	〃	〃	〃
伊共第139号	西宇和郡伊方町二見甲1251番地5 町見漁業協同組合	〃	〃
伊共第140号	〃	〃	〃
伊共第141号	西宇和郡瀬戸町三机乙2989番地13 瀬戸町漁業協同組合	〃	〃
伊共第142号	〃	〃	〃
伊共第143号	西宇和郡三崎町串19番地 三崎漁業協同組合	〃	〃
伊共第144号	〃	〃	〃
宇共第1号	〃	〃	〃
宇共第2号	〃	〃	〃
宇共第3号	西宇和郡瀬戸町三机乙2989番地13 瀬戸町漁業協同組合	〃	〃
宇共第4号	西宇和郡伊方町二見甲1251番地5 町見漁業協同組合	〃	〃
宇共第5号	西宇和郡伊方町湊浦字白崎1番13号 伊方町漁業協同組合	〃	〃
宇共第6号	〃	〃	〃
宇共第7号	〃	〃	〃
宇共第8号	西宇和郡保内町川之石1の237の127 川之石漁業協同組合	〃	〃
宇共第9号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
宇共第10号	〃	〃	〃
宇共第11号	〃	〃	〃
宇共第12号	〃	〃	〃
宇共第13号	〃	〃	〃
宇共第14号	〃	〃	〃
宇共第15号	西予市三瓶町安土533番地 三瓶湾漁業協同組合	〃	〃
宇共第16号	北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地 吉田町漁業協同組合	〃	〃

宇共第17号	〃 〃	〃	〃
宇共第18号	〃 〃	〃	〃
宇共第19号	〃 〃	〃	〃
宇共第20号	宇和島市榊形町2丁目6番11号 宇和島漁業協同組合	〃	〃
宇共第21号	宇和島市三浦西3566番地5 三浦漁業協同組合	〃	〃
宇共第22号	宇和島市遊子2548番地 遊子漁業協同組合	〃	〃
宇共第23号	宇和島市蔭淵1122番地 蔭淵漁業協同組合	〃	〃
宇共第24号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	外1名	〃
宇共第25号	〃 〃	〃	〃
宇共第26号	宇和島市戸島2218番地 戸島漁業協同組合	〃	〃
宇共第27号	宇和島市日振島1682番地 日振島漁業協同組合	〃	〃
宇共第28号	〃 〃	〃	〃
宇共第29号	〃 〃	外10名	〃
宇共第30号	〃 〃	〃	〃
宇共第31号	〃 〃	〃	〃
宇共第32号	北宇和郡津島町北灘甲1032番地 北灘漁業協同組合	〃	〃
宇共第33号	北宇和郡津島町大字高田丙572番地2 岩松漁業協同組合	〃	〃
宇共第34号	北宇和郡津島町嵐番外23番地2 下灘漁業協同組合	〃	〃
宇共第35号	〃 〃	〃	〃
宇共第36号	〃 〃	外10名	〃
宇共第37号	南宇和郡内海村柏崎536番地 内海漁業協同組合	〃	〃
宇共第38号	〃 〃	〃	〃
宇共第39号	〃 〃	外1名	〃
宇共第40号	〃 〃	外3名	〃
宇共第41号	南宇和郡御荘町平山526番地 御荘町漁業協同組合	〃	〃
宇共第42号	南宇和郡御荘町中浦1268番地第1 南内海漁業協同組合	外1名	〃
宇共第43号	南宇和郡西海町福浦1204番地 福浦漁業協同組合	外1名	〃
宇共第44号	〃 〃	外1名	〃
宇共第45号	〃 〃	外1名	〃

宇共第46号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇共第47号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇共第48号	南宇和郡城辺町鮪越166番地第3 深浦漁業協同組合	外2名	〃	〃
宇共第49号	南宇和郡城辺町久良1200番地の2 久良漁業協同組合		〃	〃
宇共第50号	南宇和郡城辺町鮪越166番地第3 深浦漁業協同組合	外1名	〃	〃
宇共第51号	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地 明浜漁業協同組合		平成16年2月17日愛媛県 告示第309号のとおり	〃
宇共第52号	〃 〃		〃	〃
燧区第1号	新居浜市大島甲1591番地 新居浜市大島漁業協同組合		平成15年12月26日愛媛県 告示第2384号のとおり	〃
燧区第2号	越智郡大三島町大字浦戸1507番地1 大三島漁業協同組合	外1名	〃	〃
燧区第3号	〃 〃	外1名	〃	〃
燧区第4号	越智郡吉海町大字椋名578番地 渦浦漁業協同組合	外2名	〃	〃
燧区第5号	〃 〃	外2名	〃	〃
伊区第1号	北条市辻1456番地 北条市漁業協同組合	外8名	〃	〃
伊区第2号	松山市三津1丁目7番36号 松山市漁業協同組合	外11名	〃	〃
伊区第3号	西宇和郡瀬戸町三机乙2989番地13 瀬戸町漁業協同組合	外8名	〃	〃
伊区第4号	〃 〃	外5名	〃	〃
伊区第5号	〃 〃	外7名	〃	〃
伊区第6号	〃 〃	外13名	〃	〃
伊区第7号	〃 〃	外7名	〃	〃
伊区第8号	〃 〃	外1名	〃	〃
伊区第9号	〃 〃	外3名	〃	〃
伊区第10号	西宇和郡三崎町串19番地 三崎漁業協同組合	外2名	〃	〃
伊区第11号	〃 〃	外3名	〃	〃
伊区第12号	〃 〃		〃	〃
伊区第13号	〃 〃	外18名	〃	〃
宇区第1号	西宇和郡保内町川之石1の237の127 川之石漁業協同組合	外2名	〃	〃
宇区第3号	西宇和郡伊方町湊浦字白崎1番13号 伊方町漁業協同組合	外1名	〃	〃
宇区第4号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合		〃	〃
宇区第5号	〃 〃		〃	〃

宇区第6号	北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地 吉田町漁業協同組合	外4名	"	"
宇区第7号	"	外3名	"	"
宇区第8号	"	外7名	"	"
宇区第9号	"	外1名	"	"
宇区第10号	"	外5名	"	"
宇区第11号	"	外2名	"	"
宇区第12号	"	外4名	"	"
宇区第13号	"	外2名	"	"
宇区第14号	"	外1名	"	"
宇区第15号	"	外10名	"	"
宇区第16号	"	外2名	"	"
宇区第17号	"	外2名	"	"
宇区第18号	"	外2名	"	"
宇区第19号	"	外1名	"	"
宇区第20号	"	外9名	"	"
宇区第21号	"	外2名	"	"
宇区第22号	"	外1名	"	"
宇区第23号	"	外1名	"	"
宇区第24号	"	外11名	"	"
宇区第25号	"	外5名	"	"
宇区第26号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	外12名	"	"
宇区第27号	"	外2名	"	"
宇区第28号	"	外3名	"	"
宇区第29号	"	外12名	"	"
宇区第30号	"	外8名	"	"
宇区第31号	"	外12名	"	"
宇区第32号	"	外3名	"	"
宇区第33号	宇和島市遊子2548番地 遊子漁業協同組合	外5名	"	"
宇区第34号	"	外39名	"	"

宇区第35号	” ”	外17名	”	”
宇区第36号	” ”	外38名	”	”
宇区第37号	” ”	外9名	”	”
宇区第38号	” ”	外12名	”	”
宇区第39号	” ”	外38名	”	”
宇区第40号	” ”	外38名	”	”
宇区第41号	” ”	外38名	”	”
宇区第42号	” ”	外38名	”	”
宇区第43号	” ”	外38名	”	”
宇区第44号	宇和島市蔭淵1122番地 蔭淵漁業協同組合	外3名	”	”
宇区第45号	” ”	外4名	”	”
宇区第46号	” ”	外1名	”	”
宇区第47号	” ”	外1名	”	”
宇区第48号	” ”	外2名	”	”
宇区第49号	” ”	外2名	”	”
宇区第50号	” ”	外5名	”	”
宇区第51号	” ”	外3名	”	”
宇区第52号	” ”	外1名	”	”
宇区第53号	” ”	外4名	”	”
宇区第54号	” ”	外3名	”	”
宇区第55号	” ”	外2名	”	”
宇区第56号	” ”	外2名	”	”
宇区第57号	” ”	外2名	”	”
宇区第58号	” ”	外3名	”	”
宇区第59号	” ”	外1名	”	”
宇区第60号	” ”	外8名	”	”
宇区第61号	” ”	外9名	”	”
宇区第62号	” ”	外3名	”	”
宇区第63号	” ”	外9名	”	”

宇区第66号	宇和島市戸島2218番地 戸島漁業協同組合	外3名	"	"
宇区第67号	"	外1名	"	"
宇区第68号	"	外1名	"	"
宇区第69号	"	外1名	"	"
宇区第70号	"	外1名	"	"
宇区第71号	宇和島市樹形町2丁目6番11号 宇和島漁業協同組合	外5名	"	"
宇区第72号	"	外1名	"	"
宇区第73号	"	外1名	"	"
宇区第74号	"	外1名	"	"
宇区第75号	"	外3名	"	"
宇区第76号	"	外3名	"	"
宇区第77号	"	外2名	"	"
宇区第78号	"	外8名	"	"
宇区第79号	"	外1名	"	"
宇区第80号	"	外10名	"	"
宇区第81号	"	外14名	"	"
宇区第82号	"	外5名	"	"
宇区第83号	"	外16名	"	"
宇区第84号	"	外4名	"	"
宇区第85号	"	外7名	"	"
宇区第86号	"	外1名	"	"
宇区第87号	"	外1名	"	"
宇区第88号	"	外5名	"	"
宇区第89号	"	外6名	"	"
宇区第90号	"	外6名	"	"
宇区第91号	"	外20名	"	"
宇区第92号	"	外38名	"	"
宇区第93号	"	外11名	"	"
宇区第94号	"	外21名	"	"

宇区第95号	〃 〃	外15名	〃	〃
宇区第96号	〃 〃	外22名	〃	〃
宇区第97号	〃 〃	外17名	〃	〃
宇区第98号	〃 〃	外21名	〃	〃
宇区第99号	〃 〃	外19名	〃	〃
宇区第100号	〃 〃	外21名	〃	〃
宇区第101号	〃 〃	外40名	〃	〃
宇区第102号	宇和島市三浦西3566番地5 三浦漁業協同組合	外28名	〃	〃
宇区第103号	〃 〃	外6名	〃	〃
宇区第104号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第105号	〃 〃	外18名	〃	〃
宇区第106号	〃 〃	外18名	〃	〃
宇区第107号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第108号	〃 〃	外18名	〃	〃
宇区第109号	〃 〃	外25名	〃	〃
宇区第110号	〃 〃	外8名	〃	〃
宇区第111号	〃 〃	外6名	〃	〃
宇区第112号	〃 〃	外33名	〃	〃
宇区第113号	〃 〃	外27名	〃	〃
宇区第114号	北宇和郡津島町北灘甲1032番地 北灘漁業協同組合	外1名	〃	〃
宇区第115号	〃 〃	外2名	〃	〃
宇区第116号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第117号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第118号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第119号	〃 〃	外44名	〃	〃
宇区第120号	〃 〃	外11名	〃	〃
宇区第121号	〃 〃	外21名	〃	〃
宇区第122号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第123号	〃 〃	外44名	〃	〃

宇区第124号	〃 〃	外44名	〃	〃
宇区第125号	〃 〃	外44名	〃	〃
宇区第126号	北宇和郡津島町嵐番外23番地2 下灘漁業協同組合	外9名	〃	〃
宇区第127号	〃 〃	外9名	〃	〃
宇区第128号	〃 〃	外9名	〃	〃
宇区第129号	〃 〃	外13名	〃	〃
宇区第130号	〃 〃	外15名	〃	〃
宇区第131号	〃 〃	外15名	〃	〃
宇区第132号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第133号	〃 〃	外13名	〃	〃
宇区第134号	〃 〃	外13名	〃	〃
宇区第135号	〃 〃	外13名	〃	〃
宇区第136号	〃 〃	外13名	〃	〃
宇区第137号	〃 〃	外13名	〃	〃
宇区第138号	〃 〃	外18名	〃	〃
宇区第139号	〃 〃	外18名	〃	〃
宇区第140号	〃 〃	外18名	〃	〃
宇区第141号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第142号	〃 〃	外12名	〃	〃
宇区第143号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第144号	〃 〃	外8名	〃	〃
宇区第145号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第146号	〃 〃		〃	〃
宇区第147号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第148号	〃 〃		〃	〃
宇区第149号	〃 〃	外21名	〃	〃
宇区第150号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第151号	〃 〃	外11名	〃	〃
宇区第152号	〃 〃	外5名	〃	〃

宇区第153号	〃 〃	外6名	〃	〃
宇区第154号	〃 〃	外9名	〃	〃
宇区第155号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第156号	〃 〃	外5名	〃	〃
宇区第157号	〃 〃	外11名	〃	〃
宇区第158号	〃 〃	外5名	〃	〃
宇区第159号	〃 〃	外11名	〃	〃
宇区第160号	〃 〃	外53名	〃	〃
宇区第161号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第162号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第163号	〃 〃	外2名	〃	〃
宇区第164号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第165号	〃 〃	外13名	〃	〃
宇区第166号	〃 〃	外13名	〃	〃
宇区第167号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第168号	〃 〃	外5名	〃	〃
宇区第169号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第170号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第171号	〃 〃	外13名	〃	〃
宇区第172号	〃 〃	外8名	〃	〃
宇区第173号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第174号	〃 〃	外4名	〃	〃
宇区第175号	〃 〃	外3名	〃	〃
宇区第176号	〃 〃	外4名	〃	〃
宇区第177号	〃 〃	外2名	〃	〃
宇区第178号	〃 〃	外5名	〃	〃
宇区第179号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第180号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第181号	〃 〃	外10名	〃	〃

宇区第182号	〃 〃	外10名	〃	〃
宇区第183号	南宇和郡内海村柏崎536番地 内海漁業協同組合	外1名	〃	〃
宇区第184号	〃 〃	外2名	〃	〃
宇区第185号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第186号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第187号	〃 〃	外2名	〃	〃
宇区第188号	〃 〃	外4名	〃	〃
宇区第189号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第190号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第191号	〃 〃	外4名	〃	〃
宇区第192号	南宇和郡御荘町平山526番地 御荘町漁業協同組合	外1名	〃	〃
宇区第193号	〃 〃	外5名	〃	〃
宇区第194号	〃 〃	外9名	〃	〃
宇区第195号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第196号	南宇和郡御荘町菊川2290番地 向田浩一		〃	〃
宇区第197号	南宇和郡御荘町平山526番地 御荘町漁業協同組合	外1名	〃	〃
宇区第198号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第200号	〃 〃	外9名	〃	〃
宇区第202号	南宇和郡御荘町中浦1268番地第1 南内海漁業協同組合	外1名	〃	〃
宇区第203号	〃 〃	外5名	〃	〃
宇区第204号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第205号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第207号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第208号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第209号	〃 〃	外1名	〃	〃
宇区第210号	〃 〃	外4名	〃	〃
宇区第211号	〃 〃	外3名	〃	〃
宇区第212号	〃 〃	外3名	〃	〃
宇区第213号	〃 〃	外1名	〃	〃

宇区第214号	” ”	外1名	”	”
宇区第215号	” ”	外2名	”	”
宇区第216号	” ”	外4名	”	”
宇区第217号	” ”	外1名	”	”
宇区第218号	” ”	外1名	”	”
宇区第219号	” ”	外2名	”	”
宇区第220号	” ”	外1名	”	”
宇区第221号	” ”	外1名	”	”
宇区第222号	” ”	外3名	”	”
宇区第223号	” ”	外8名	”	”
宇区第224号	” ”	外2名	”	”
宇区第225号	” ”	外1名	”	”
宇区第226号	南宇和郡西海町船越1057番地 西海町漁業協同組合	外1名	”	”
宇区第227号	” ”	外1名	”	”
宇区第228号	” ”	外1名	”	”
宇区第229号	” ”	外1名	”	”
宇区第230号	” ”	外1名	”	”
宇区第231号	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地 明浜漁業協同組合	外4名	平成16年2月17日愛媛県 告示第309号のとおり	”
宇区第232号	” ”	外1名	”	”
宇区第233号	” ”	外1名	”	”
宇区第234号	” ”	外3名	”	”
宇区第235号	” ”	外3名	”	”
宇区第236号	” ”	外1名	”	”
宇区第237号	” ”	外1名	”	”
宇区第238号	” ”	外3名	”	”
宇区第239号	” ”	外18名	”	”
宇区第240号	” ”	外18名	”	”
宇区第241号	” ”	外15名	”	”
宇区第242号	” ”	外7名	”	”

宇区第243号	〃 〃	外3名	〃	〃
宇区第244号	〃 〃	外7名	〃	〃
宇区第245号	〃 〃	外15名	〃	〃
宇区第246号	〃 〃	外18名	〃	〃
燧特区第1号	四国中央市川之江町4101番地の地先 川之江漁業協同組合		平成15年12月26日愛媛県 告示第2384号のとおり	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで
燧特区第2号	四国中央市三島中央1丁目11番17号 三島漁業協同組合		〃	〃
燧特区第3号	四国中央市寒川町4775番地の4 寒川漁業協同組合		〃	〃
燧特区第4号	〃 〃		〃	〃
燧特区第5号	四国中央市三島中央1丁目11番17号 三島漁業協同組合		〃	〃
燧特区第6号	四国中央市土居町蕪崎1594番地 土居町漁業協同組合		〃	〃
燧特区第7号	〃 〃		〃	〃
燧特区第8号	〃 〃		〃	〃
燧特区第9号	新居浜市大島甲1591番地 新居浜市大島漁業協同組合		〃	〃
燧特区第10号	〃 〃		〃	〃
燧特区第11号	〃 〃		〃	〃
燧特区第12号	〃 〃		〃	〃
燧特区第13号	〃 〃		〃	〃
燧特区第14号	〃 〃		〃	〃
燧特区第15号	〃 〃	外1名	〃	〃
燧特区第16号	西条市ひうち字東ひうち27番 西条市ひうち漁業協同組合		〃	〃
燧特区第17号	〃 〃		〃	〃
燧特区第18号	〃 〃		〃	〃
燧特区第19号	〃 〃		〃	〃
燧特区第20号	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地1 西条漁業協同組合		〃	〃
燧特区第21号	〃 〃		〃	〃
燧特区第22号	〃 〃		〃	〃
燧特区第23号	西条市禎瑞1624番地 西条市禎瑞漁業協同組合		〃	〃
燧特区第24号	〃 〃		〃	〃
燧特区第25号	東予市広江348番地2 吉井漁業協同組合		〃	〃

燧特区第26号	東予市北条1300番地の1 多賀漁業協同組合	〃	〃
燧特区第27号	〃 〃	〃	〃
燧特区第28号	〃 〃	〃	〃
燧特区第29号	東予市壬生川547番地7 壬生川漁業協同組合	〃	〃
燧特区第30号	〃 〃	〃	〃
燧特区第31号	〃 〃	〃	〃
燧特区第32号	〃 〃	〃	〃
燧特区第33号	東予市河原津甲241番地5地先 河原津漁業協同組合	外1名 〃	〃
燧特区第34号	〃 〃	〃	〃
燧特区第35号	〃 〃	〃	〃
燧特区第36号	〃 〃	〃	〃
燧特区第37号	〃 〃	〃	〃
燧特区第38号	今治市桜井5丁目13番58号 桜井漁業協同組合	〃	〃
燧特区第39号	〃 〃	〃	〃
燧特区第40号	〃 〃	〃	〃
燧特区第41号	〃 〃	〃	〃
燧特区第42号	今治市片原町4丁目甲1302番地4 今治漁業協同組合	〃	〃
燧特区第43号	〃 〃	〃	〃
燧特区第44号	〃 〃	〃	〃
燧特区第45号	〃 〃	〃	〃
燧特区第46号	〃 〃	〃	〃
燧特区第47号	〃 〃	〃	〃
燧特区第48号	越智郡魚島村1番耕地1362番地 魚島村漁業協同組合	〃	〃
燧特区第49号	〃 〃	〃	〃
燧特区第50号	〃 〃	〃	〃
燧特区第51号	〃 〃	〃	〃
燧特区第52号	〃 〃	〃	〃
燧特区第53号	〃 〃	〃	〃
燧特区第54号	越智郡弓削町下弓削839番地3 弓削町漁業協同組合	〃	〃

燧特区第55号	〃 〃	〃	〃
燧特区第56号	〃 〃	〃	〃
燧特区第57号	〃 〃	〃	〃
燧特区第58号	〃 〃	〃	〃
燧特区第59号	越智郡岩城村1530番地 岩城生名漁業協同組合	〃	〃
燧特区第60号	〃 〃	〃	〃
燧特区第61号	〃 〃	〃	〃
燧特区第62号	〃 〃	〃	〃
燧特区第63号	〃 〃	〃	〃
燧特区第64号	〃 〃	〃	〃
燧特区第65号	〃 〃	〃	〃
燧特区第66号	〃 〃	〃	〃
燧特区第67号	越智郡伯方町大字叶浦甲1667番地の3 伯方町漁業協同組合	〃	〃
燧特区第68号	〃 〃	〃	〃
燧特区第69号	〃 〃	〃	〃
燧特区第70号	〃 〃	〃	〃
燧特区第71号	〃 〃	〃	〃
燧特区第72号	〃 〃	〃	〃
燧特区第73号	〃 〃	〃	〃
燧特区第74号	〃 〃	〃	〃
燧特区第75号	〃 〃	〃	〃
燧特区第76号	〃 〃	〃	〃
燧特区第77号	〃 〃	〃	〃
燧特区第78号	〃 〃	〃	〃
燧特区第79号	越智郡宮窪町大字宮窪2700番地 宮窪町漁業協同組合	〃	〃
燧特区第80号	〃 〃	〃	〃
燧特区第81号	〃 〃	〃	〃
燧特区第82号	〃 〃	〃	〃
燧特区第83号	〃 〃	〃	〃

燧特区第84号	〃 〃	〃	〃
燧特区第85号	〃 〃	〃	〃
燧特区第86号	〃 〃	〃	〃
燧特区第87号	〃 〃	〃	〃
燧特区第88号	〃 〃	〃	〃
燧特区第89号	〃 〃	〃	〃
燧特区第90号	〃 〃	〃	〃
燧特区第91号	〃 〃	〃	〃
燧特区第92号	〃 〃	〃	〃
燧特区第93号	〃 〃	〃	〃
燧特区第94号	〃 〃	〃	〃
燧特区第95号	越智郡吉海町大字仁江2192番地 津倉漁業協同組合	〃	〃
燧特区第96号	〃 〃	〃	〃
燧特区第97号	〃 〃	〃	〃
燧特区第98号	〃 〃	〃	〃
燧特区第99号	〃 〃	〃	〃
燧特区第100号	越智郡吉海町大字棕名578番地 渦浦漁業協同組合	〃	〃
燧特区第101号	〃 〃	〃	〃
燧特区第102号	〃 〃	〃	〃
	外1名		
燧特区第103号	越智郡吉海町大字仁江2192番地 津倉漁業協同組合	〃	〃
燧特区第104号	越智郡大三島町大字浦戸1507番地1 大三島漁業協同組合	〃	〃
燧特区第105号	〃 〃	〃	〃
燧特区第106号	〃 〃	〃	〃
燧特区第107号	〃 〃	〃	〃
燧特区第108号	〃 〃	〃	〃
燧特区第109号	〃 〃	〃	〃
燧特区第110号	〃 〃	〃	〃
燧特区第111号	〃 〃	〃	〃
燧特区第112号	〃 〃	〃	〃

燧特区第113号	〃 〃	〃	〃
燧特区第114号	〃 〃	〃	〃
燧特区第115号	〃 〃	〃	〃
燧特区第116号	〃 〃	〃	〃
燧特区第117号	〃 〃	〃	〃
燧特区第118号	〃 〃	〃	〃
燧特区第119号	〃 〃	〃	〃
燧特区第120号	〃 〃	〃	〃
燧特区第121号	〃 〃	〃	〃
燧特区第122号	〃 〃	〃	〃
燧特区第123号	〃 〃	〃	〃
燧特区第124号	〃 〃	〃	〃
燧特区第125号	〃 〃	〃	〃
燧特区第126号	〃 〃	〃	〃
燧特区第127号	〃 〃	〃	〃
燧特区第128号	越智郡関前村大字岡村甲80番地第2 関前村漁業協同組合	〃	〃
燧特区第129号	〃 〃	〃	〃
燧特区第130号	〃 〃	〃	〃
燧特区第131号	〃 〃	〃	〃
燧特区第132号	〃 〃	〃	〃
燧特区第133号	〃 〃	〃	〃
伊特区第1号	温泉郡中島町大字小浜甲2824番地 中島漁業協同組合	〃	〃
伊特区第2号	〃 〃	〃	〃
伊特区第5号	温泉郡中島町大字津和地600番地 中島三和漁業協同組合	〃	〃
伊特区第6号	〃 〃	〃	〃
伊特区第7号	〃 〃	〃	〃
伊特区第8号	〃 〃	〃	〃
伊特区第9号	〃 〃	〃	〃
伊特区第10号	〃 〃	〃	〃

伊特区第11号	〃 〃	〃	〃
伊特区第12号	〃 〃	〃	〃
伊特区第13号	〃 〃	〃	〃
伊特区第14号	〃 〃	〃	〃
伊特区第15号	〃 〃	〃	〃
伊特区第16号	〃 〃	〃	〃
伊特区第17号	〃 〃	〃	〃
伊特区第18号	〃 〃	〃	〃
伊特区第19号	〃 〃	〃	〃
伊特区第20号	喜多郡長浜町大字長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	〃	〃
伊特区第21号	西宇和郡瀬戸町三机乙2989番地13 瀬戸町漁業協同組合	〃	〃
伊特区第22号	〃 〃	〃	〃
伊特区第23号	西宇和郡三崎町串19番地 三崎漁業協同組合	〃	〃
宇特区第1号	西宇和郡保内町川之石1の237の127 川之石漁業協同組合	〃	〃
宇特区第2号	〃 〃	〃	〃
宇特区第3号	西宇和郡伊方町湊浦字白崎1番13号 伊方町漁業協同組合	〃	〃
宇特区第4号	西宇和郡瀬戸町三机乙2989番地13 瀬戸町漁業協同組合	〃	〃
宇特区第5号	西宇和郡三崎町串19番地 三崎漁業協同組合	〃	〃
宇特区第6号	〃 〃	〃	〃
宇特区第7号	〃 〃	〃	〃
宇特区第8号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
宇特区第9号	〃 〃	〃	〃
宇特区第10号	〃 〃	〃	〃
宇特区第11号	〃 〃	〃	〃
宇特区第12号	〃 〃	〃	〃
宇特区第13号	〃 〃	〃	〃
宇特区第14号	〃 〃	〃	〃
宇特区第15号	〃 〃	〃	〃
宇特区第16号	〃 〃	〃	〃

宇特区第17号	〃 〃	〃	〃
宇特区第18号	〃 〃	〃	〃
宇特区第19号	〃 〃	〃	〃
宇特区第20号	〃 〃	〃	〃
宇特区第21号	〃 〃	〃	〃
宇特区第22号	〃 〃	〃	〃
宇特区第23号	〃 〃	〃	〃
宇特区第24号	〃 〃	〃	〃
宇特区第25号	〃 〃	〃	〃
宇特区第26号	〃 〃	〃	〃
宇特区第27号	〃 〃	〃	〃
宇特区第28号	〃 〃	〃	〃
宇特区第29号	〃 〃	〃	〃
宇特区第30号	〃 〃	〃	〃
宇特区第31号	〃 〃	〃	〃
宇特区第32号	〃 〃	〃	〃
宇特区第33号	〃 〃	〃	〃
宇特区第34号	〃 〃	〃	〃
宇特区第35号	〃 〃	〃	〃
宇特区第36号	〃 〃	〃	〃
宇特区第37号	西予市三瓶町安土533番地 三瓶湾漁業協同組合	〃	〃
宇特区第38号	〃 〃	〃	〃
宇特区第39号	〃 〃	〃	〃
宇特区第40号	〃 〃	〃	〃
宇特区第41号	〃 〃	〃	〃
宇特区第42号	〃 〃	〃	〃
宇特区第43号	〃 〃	〃	〃
宇特区第44号	〃 〃	〃	〃
宇特区第45号	〃 〃	〃	〃

宇特区第46号	〃 〃	〃	〃
宇特区第47号	〃 〃	〃	〃
宇特区第48号	〃 〃	〃	〃
宇特区第49号	〃 〃	〃	〃
宇特区第50号	〃 〃	〃	〃
宇特区第51号	〃 〃	〃	〃
宇特区第52号	〃 〃	〃	〃
宇特区第53号	〃 〃	〃	〃
宇特区第54号	〃 〃	〃	〃
宇特区第55号	北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地 吉田町漁業協同組合	〃	〃
宇特区第56号	〃 〃	〃	〃
宇特区第57号	〃 〃	〃	〃
宇特区第58号	〃 〃	〃	〃
宇特区第59号	〃 〃	〃	〃
宇特区第60号	〃 〃	〃	〃
宇特区第61号	〃 〃	〃	〃
宇特区第62号	〃 〃	〃	〃
宇特区第63号	〃 〃	〃	〃
宇特区第64号	〃 〃	〃	〃
宇特区第65号	〃 〃	〃	〃
宇特区第66号	〃 〃	〃	〃
宇特区第67号	〃 〃	〃	〃
宇特区第68号	〃 〃	〃	〃
宇特区第69号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	〃	〃
宇特区第70号	〃 〃	〃	〃
宇特区第71号	〃 〃	〃	〃
宇特区第72号	〃 〃	〃	〃
宇特区第73号	〃 〃	外 1 名	〃
宇特区第74号	宇和島市遊子2548番地 遊子漁業協同組合	〃	〃

宇特区第75号	〃 〃	〃	〃
宇特区第76号	〃 〃	〃	〃
宇特区第77号	〃 〃	〃	〃
宇特区第78号	〃 〃	〃	〃
宇特区第79号	〃 〃	〃	〃
宇特区第80号	〃 〃	〃	〃
宇特区第81号	〃 〃	〃	〃
宇特区第82号	〃 〃	〃	〃
宇特区第83号	〃 〃	〃	〃
宇特区第84号	〃 〃	〃	〃
宇特区第85号	〃 〃	〃	〃
宇特区第86号	〃 〃	〃	〃
宇特区第87号	〃 〃	〃	〃
宇特区第88号	〃 〃	〃	〃
宇特区第89号	〃 〃	〃	〃
宇特区第90号	〃 〃	〃	〃
宇特区第91号	〃 〃	〃	〃
宇特区第92号	〃 〃	〃	〃
宇特区第93号	〃 〃	〃	〃
宇特区第94号	〃 〃	〃	〃
宇特区第95号	〃 〃	〃	〃
宇特区第96号	〃 〃	〃	〃
宇特区第97号	〃 〃	〃	〃
宇特区第98号	〃 〃	〃	〃
宇特区第99号	〃 〃	〃	〃
宇特区第100号	〃 〃	〃	〃
宇特区第101号	〃 〃	〃	〃
宇特区第102号	〃 〃	〃	〃
宇特区第103号	宇和島市蔭淵1122番地 蔭淵漁業協同組合	〃	〃

宇特区第104号	〃 〃	〃	〃
宇特区第105号	〃 〃	〃	〃
宇特区第106号	〃 〃	〃	〃
宇特区第107号	〃 〃	〃	〃
宇特区第108号	〃 〃	〃	〃
宇特区第109号	〃 〃	〃	〃
宇特区第110号	〃 〃	〃	〃
宇特区第111号	〃 〃	〃	〃
宇特区第112号	〃 〃	〃	〃
宇特区第113号	〃 〃	〃	〃
宇特区第114号	〃 〃	〃	〃
宇特区第115号	〃 〃	〃	〃
宇特区第116号	〃 〃	〃	〃
宇特区第117号	〃 〃	〃	〃
宇特区第118号	〃 〃	〃	〃
宇特区第119号	〃 〃	〃	〃
宇特区第120号	〃 〃	〃	〃
宇特区第121号	〃 〃	〃	〃
宇特区第122号	宇和島市戸島2218番地 戸島漁業協同組合	〃	〃
宇特区第123号	〃 〃	〃	〃
宇特区第124号	〃 〃	〃	〃
宇特区第125号	〃 〃	〃	〃
宇特区第126号	〃 〃	〃	〃
宇特区第127号	〃 〃	〃	〃
宇特区第128号	〃 〃	〃	〃
宇特区第129号	〃 〃	〃	〃
宇特区第130号	〃 〃	〃	〃
宇特区第131号	〃 〃	〃	〃
宇特区第132号	〃 〃	〃	〃

宇特区第133号	〃 〃	〃	〃
宇特区第134号	宇和島市日振島1682番地 日振島漁業協同組合	〃	〃
宇特区第135号	〃 〃	〃	〃
宇特区第136号	〃 〃	〃	〃
宇特区第137号	〃 〃	〃	〃
宇特区第138号	〃 〃	〃	〃
宇特区第139号	〃 〃	〃	〃
宇特区第140号	〃 〃	〃	〃
宇特区第141号	〃 〃	〃	〃
宇特区第142号	〃 〃	〃	〃
宇特区第143号	〃 〃	〃	〃
宇特区第144号	〃 〃	〃	〃
宇特区第145号	〃 〃	〃	〃
宇特区第146号	〃 〃	〃	〃
宇特区第147号	〃 〃	〃	〃
宇特区第148号	〃 〃	〃	〃
宇特区第149号	〃 〃	〃	〃
宇特区第150号	〃 〃	〃	〃
宇特区第151号	〃 〃	〃	〃
宇特区第152号	〃 〃	〃	〃
宇特区第153号	〃 〃	〃	〃
宇特区第154号	〃 〃	〃	〃
宇特区第155号	〃 〃	〃	〃
宇特区第156号	宇和島市樹形町2丁目6番11号 宇和島漁業協同組合	〃	〃
宇特区第157号	〃 〃	〃	〃
宇特区第158号	〃 〃	〃	〃
宇特区第159号	〃 〃	〃	〃
宇特区第160号	〃 〃	〃	〃
宇特区第161号	〃 〃	〃	〃

宇特区第162号	〃 〃	〃	〃
宇特区第163号	〃 〃	〃	〃
宇特区第164号	〃 〃	〃	〃
宇特区第165号	〃 〃	〃	〃
宇特区第166号	〃 〃	〃	〃
宇特区第167号	〃 〃	〃	〃
宇特区第168号	〃 〃	〃	〃
宇特区第169号	〃 〃	〃	〃
宇特区第170号	〃 〃	〃	〃
宇特区第171号	〃 〃	〃	〃
宇特区第172号	〃 〃	〃	〃
宇特区第173号	〃 〃	〃	〃
宇特区第174号	〃 〃	〃	〃
宇特区第175号	〃 〃	〃	〃
宇特区第176号	〃 〃	〃	〃
宇特区第177号	〃 〃	〃	〃
宇特区第178号	〃 〃	〃	〃
宇特区第179号	〃 〃	〃	〃
宇特区第180号	〃 〃	〃	〃
宇特区第181号	〃 〃	〃	〃
宇特区第182号	〃 〃	〃	〃
宇特区第183号	〃 〃	〃	〃
宇特区第184号	〃 〃	〃	〃
宇特区第185号	〃 〃	〃	〃
宇特区第186号	宇和島市三浦西3566番地5 三浦漁業協同組合	〃	〃
宇特区第187号	〃 〃	〃	〃
宇特区第188号	〃 〃	〃	〃
宇特区第189号	〃 〃	〃	〃
宇特区第190号	〃 〃	〃	〃

宇特区第191号	〃 〃	〃	〃
宇特区第192号	〃 〃	〃	〃
宇特区第193号	〃 〃	〃	〃
宇特区第194号	〃 〃	〃	〃
宇特区第195号	〃 〃	〃	〃
宇特区第196号	〃 〃	〃	〃
宇特区第197号	〃 〃	〃	〃
宇特区第198号	〃 〃	〃	〃
宇特区第199号	北宇和郡津島町大字高田丙572番地2 岩松漁業協同組合	〃	〃
宇特区第200号	北宇和郡津島町北灘甲1032番地 北灘漁業協同組合	〃	〃
宇特区第201号	〃 〃	〃	〃
宇特区第202号	〃 〃	〃	〃
宇特区第203号	〃 〃	〃	〃
宇特区第204号	〃 〃	〃	〃
宇特区第205号	〃 〃	〃	〃
宇特区第206号	〃 〃	〃	〃
宇特区第207号	〃 〃	〃	〃
宇特区第208号	〃 〃	〃	〃
宇特区第209号	〃 〃	〃	〃
宇特区第210号	〃 〃	〃	〃
宇特区第211号	〃 〃	〃	〃
宇特区第212号	〃 〃	〃	〃
宇特区第213号	〃 〃	〃	〃
宇特区第214号	〃 〃	〃	〃
宇特区第215号	〃 〃	〃	〃
宇特区第216号	〃 〃	〃	〃
宇特区第217号	北宇和郡津島町嵐番外23番地2 下灘漁業協同組合	〃	〃
宇特区第218号	〃 〃	〃	〃
宇特区第219号	〃 〃	〃	〃

宇特区第220号	〃 〃	〃	〃
宇特区第221号	〃 〃	〃	〃
宇特区第222号	〃 〃	〃	〃
宇特区第223号	〃 〃	〃	〃
宇特区第224号	〃 〃	〃	〃
宇特区第225号	〃 〃	〃	〃
宇特区第226号	〃 〃	〃	〃
宇特区第227号	〃 〃	〃	〃
宇特区第228号	〃 〃	〃	〃
宇特区第229号	〃 〃	〃	〃
宇特区第230号	〃 〃	〃	〃
宇特区第231号	〃 〃	〃	〃
宇特区第232号	〃 〃	〃	〃
宇特区第233号	〃 〃	〃	〃
宇特区第234号	〃 〃	〃	〃
宇特区第235号	〃 〃	〃	〃
宇特区第236号	〃 〃	〃	〃
宇特区第237号	〃 〃	〃	〃
宇特区第238号	〃 〃	〃	〃
宇特区第239号	〃 〃	〃	〃
宇特区第240号	〃 〃	〃	〃
宇特区第241号	〃 〃	〃	〃
宇特区第242号	〃 〃	〃	〃
宇特区第243号	〃 〃	〃	〃
宇特区第244号	〃 〃	〃	〃
宇特区第245号	〃 〃	〃	〃
宇特区第246号	〃 〃	〃	〃
宇特区第247号	〃 〃	〃	〃
宇特区第248号	〃 〃	〃	〃

宇特区第249号	〃 〃	〃	〃
宇特区第250号	〃 〃	〃	〃
宇特区第251号	〃 〃	〃	〃
宇特区第252号	〃 〃	〃	〃
宇特区第253号	〃 〃	〃	〃
宇特区第254号	〃 〃	〃	〃
宇特区第255号	〃 〃	〃	〃
宇特区第256号	〃 〃	〃	〃
宇特区第257号	〃 〃	〃	〃
宇特区第258号	〃 〃	〃	〃
宇特区第259号	〃 〃	〃	〃
宇特区第260号	〃 〃	〃	〃
宇特区第261号	〃 〃	〃	〃
宇特区第262号	〃 〃	〃	〃
宇特区第263号	〃 〃	〃	〃
宇特区第264号	〃 〃	〃	〃
宇特区第265号	南宇和郡内海村柏崎536番地 内海漁業協同組合	〃	〃
宇特区第266号	〃 〃	〃	〃
宇特区第267号	〃 〃	〃	〃
宇特区第268号	〃 〃	〃	〃
宇特区第269号	〃 〃	〃	〃
宇特区第270号	〃 〃	〃	〃
宇特区第271号	〃 〃	〃	〃
宇特区第272号	〃 〃	〃	〃
宇特区第273号	〃 〃	〃	〃
宇特区第274号	〃 〃	〃	〃
宇特区第275号	〃 〃	〃	〃
宇特区第276号	〃 〃	〃	〃
宇特区第277号	〃 〃	〃	〃

宇特区第278号	〃 〃	〃	〃
宇特区第279号	〃 〃	〃	〃
宇特区第280号	〃 〃	〃	〃
宇特区第281号	〃 〃	〃	〃
宇特区第282号	〃 〃	〃	〃
宇特区第283号	〃 〃	〃	〃
宇特区第284号	〃 〃	〃	〃
宇特区第285号	〃 〃	〃	〃
宇特区第286号	〃 〃	〃	〃
宇特区第287号	〃 〃	〃	〃
宇特区第288号	〃 〃	〃	〃
宇特区第289号	〃 〃	〃	〃
宇特区第290号	〃 〃	〃	〃
宇特区第291号	〃 〃	〃	〃
宇特区第292号	〃 〃	〃	〃
宇特区第293号	〃 〃	〃	〃
宇特区第294号	〃 〃	〃	〃
宇特区第295号	南宇和郡御荘町平山526番地 御荘町漁業協同組合	〃	〃
宇特区第296号	〃 〃	〃	〃
宇特区第297号	〃 〃	〃	〃
宇特区第298号	〃 〃	〃	〃
宇特区第299号	〃 〃	〃	〃
宇特区第300号	〃 〃	〃	〃
宇特区第301号	〃 〃	〃	〃
宇特区第302号	〃 〃	〃	〃
宇特区第303号	〃 〃	〃	〃
宇特区第304号	〃 〃	〃	〃
宇特区第305号	〃 〃	〃	〃
宇特区第306号	〃 〃	〃	〃

宇特区第307号	南宇和郡御荘町中浦1268番地第1 南内海漁業協同組合	〃	〃
宇特区第308号	〃	〃	〃
宇特区第309号	〃	〃	〃
宇特区第310号	〃	〃	〃
宇特区第311号	〃	〃	〃
宇特区第312号	〃	〃	〃
宇特区第313号	〃	〃	〃
宇特区第314号	〃	〃	〃
宇特区第315号	〃	〃	〃
宇特区第316号	〃	〃	〃
宇特区第317号	〃	〃	〃
宇特区第318号	〃	〃	〃
宇特区第319号	〃	〃	〃
宇特区第320号	〃	〃	〃
宇特区第321号	〃	〃	〃
宇特区第322号	〃	〃	〃
宇特区第323号	〃	〃	〃
宇特区第324号	〃	〃	〃
宇特区第325号	〃	〃	〃
宇特区第326号	〃	〃	〃
宇特区第327号	〃	〃	〃
宇特区第328号	〃	〃	〃
宇特区第329号	〃	〃	〃
宇特区第330号	〃	〃	〃
宇特区第331号	〃	〃	〃
宇特区第332号	〃	〃	〃
宇特区第333号	〃	〃	〃
宇特区第334号	〃	〃	〃
宇特区第335号	〃	〃	〃

宇特区第336号	〃 〃	〃	〃
宇特区第337号	南宇和郡城辺町垣内507番地第2 東海漁業協同組合	〃	〃
宇特区第338号	〃 〃	〃	〃
宇特区第339号	〃 〃	〃	〃
宇特区第340号	〃 〃	外1名	〃
宇特区第341号	南宇和郡城辺町鮪越166番地第3 深浦漁業協同組合	外1名	〃
宇特区第342号	南宇和郡城辺町垣内507番地第2 東海漁業協同組合	〃	〃
宇特区第343号	〃 〃	〃	〃
宇特区第344号	南宇和郡城辺町鮪越166番地第3 深浦漁業協同組合	〃	〃
宇特区第345号	〃 〃	〃	〃
宇特区第346号	〃 〃	〃	〃
宇特区第347号	〃 〃	〃	〃
宇特区第348号	〃 〃	〃	〃
宇特区第349号	〃 〃	〃	〃
宇特区第350号	〃 〃	〃	〃
宇特区第351号	南宇和郡城辺町久良1200番地の2 久良漁業協同組合	〃	〃
宇特区第352号	〃 〃	〃	〃
宇特区第353号	〃 〃	〃	〃
宇特区第354号	南宇和郡西海町船越1057番地 西海町漁業協同組合	〃	〃
宇特区第355号	〃 〃	〃	〃
宇特区第356号	〃 〃	〃	〃
宇特区第357号	〃 〃	〃	〃
宇特区第358号	〃 〃	〃	〃
宇特区第359号	〃 〃	〃	〃
宇特区第360号	〃 〃	〃	〃
宇特区第361号	〃 〃	〃	〃
宇特区第362号	〃 〃	〃	〃
宇特区第363号	〃 〃	〃	〃
宇特区第364号	〃 〃	〃	〃

宇特区第365号	〃 〃	〃	〃
宇特区第366号	〃 〃	〃	〃
宇特区第367号	〃 〃	〃	〃
宇特区第368号	〃 〃	〃	〃
宇特区第369号	〃 〃	〃	〃
宇特区第370号	〃 〃	〃	〃
宇特区第371号	〃 〃	〃	〃
宇特区第372号	〃 〃	〃	〃
宇特区第373号	南宇和郡西海町福浦1204番地 福浦漁業協同組合	〃	〃
宇特区第374号	〃 〃	〃	〃
宇特区第375号	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地 明浜漁業協同組合	平成16年2月17日愛媛県 告示第309号のとおり	〃
宇特区第376号	〃 〃	〃	〃
宇特区第377号	〃 〃	〃	〃
宇特区第378号	〃 〃	〃	〃
宇特区第379号	〃 〃	〃	〃
宇特区第380号	〃 〃	〃	〃
宇特区第381号	〃 〃	〃	〃
宇特区第382号	〃 〃	〃	〃
宇特区第383号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第716号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成16年4月1日次のように共同漁業等を免許した。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
内共第1号	四国中央市富郷町津根山字寺野352番地7 銅山川漁業協同組合	平成15年12月26日愛媛県 告示第2385号のとおり	平成16年4月1日から 平成26年3月31日まで
内共第2号	四国中央市新宮町新宮863番地 銅山川中流漁業協同組合	〃	〃
内共第3号	四国中央市土居町入野178番地1 土居町内水面漁業協同組合	〃	〃
内共第4号	西条市ひうち字東ひうち27番 西条市ひうち漁業協同組合	〃	〃
内共第5号	西条市禎瑞1624番地 禎瑞漁業協同組合	〃	〃
内共第6号	西条市中野字木挽原甲1172番地4 加茂川漁業協同組合	〃	〃

内共第7号	西条市禎瑞1624番地 禎瑞漁業協同組合	"	"
内共第8号	" "	"	"
内共第9号	周桑郡丹原町大字北田野1586番地1 中山川漁業協同組合	"	"
内共第10号	東予市壬生川587番地の1 大曲川漁業協同組合	"	"
内共第11号	越智郡玉川町大字法界寺甲114番地1 蒼社川漁業協同組合	"	"
内共第12号	伊予郡松前町大字浜597番地 松前町漁業協同組合	外1名	"
内共第13号	松山市高岡町257番地 重信川漁業協同組合	"	"
内共第14号	松山市溝辺町甲453番地 湯山漁業協同組合	"	"
内共第15号	上浮穴郡美川村上黒岩2912番地 面河川漁業協同組合	"	"
内共第16号	喜多郡長浜町大字長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	"	"
内共第17号	" "	"	"
内共第18号	大洲市柚木1034番地3 肱川漁業協同組合	"	"
内共第19号	西予市野村町野村12号617番地 肱川上流漁業協同組合	"	"
内共第20号	宇和島市川内甲1861番地 来村川漁業協同組合	"	"
内共第21号	北宇和郡日吉村下鍵山798番地 広見川漁業協同組合	"	"
内共第22号	北宇和郡津島町大字高田丙572番地2 岩松漁業協同組合	"	"
内共第23号	北宇和郡津島町岩松甲758番地 岩松川漁業協同組合	"	"
内区第1号	西条市ひうち字東ひうち27番 西条市ひうち漁業協同組合	"	平成16年4月1日から 平成21年3月31日まで
内区第2号	西条市禎瑞1624番地 禎瑞漁業協同組合	外1名	"
内区第3号	" "	"	"
内区第4号	" "	"	"
内区第5号	西条市禎瑞929番地 白石充	外5名	"
内区第6号	東予市上市203番地 渡部孝子	"	"
内区第7号	今治市新谷甲298番地1 丹下栄	"	"
内区第8号	" "	"	"
内区第9号	" "	"	"
内区第10号	" "	"	"
内区第11号	今治市新谷甲1079番地2 河野忠晴	"	"
内区第12号	今治市新谷甲593番地 渡辺元	"	"

内区第13号	〃 〃	〃	〃
内区第14号	〃 〃	〃	〃
内区第15号	〃 〃	〃	〃
内区第16号	〃 〃	〃	〃
内区第17号	越智郡朝倉村大字朝倉下甲680番地2 日 浅 正 則	〃	〃
内区第18号	〃 〃	〃	〃
内区第19号	〃 〃	〃	〃
内区第20号	〃 〃	〃	〃
内区第21号	〃 〃	〃	〃
内区第22号	越智郡朝倉村大字古谷甲82番地2 清 水 弘 機	〃	〃
内区第23号	〃 〃	〃	〃
内区第24号	〃 〃	〃	〃
内区第25号	〃 〃	〃	〃
内区第26号	〃 〃	〃	〃
内区第27号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第717号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日次のように遊漁規則を認可した。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 銅山川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所  
銅山川漁業協同組合  
四国中央市富郷町津根山字寺野 352 番地 7
- (2) 漁業権の番号  
内共第1号
- (3) 遊漁規則の施行日  
平成16年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文（様式は省略）

（目的）

**第1条** この規則は、銅山川漁業協同組合が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権にかかる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、あまご及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

**第2条** 漁場の区域内において、手釣、竿釣、友釣、たも網及びせんの漁具、漁法によって遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ第7条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において、前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書（様式第1号）を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を承認することにより、水産動物の保護培養若しくは、採捕に著しい支障を生じると認められる場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第7条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限及び禁止）

**第3条** 瀬張り、やな、狩刺網、やす及び掛針の漁具、漁法により遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	口径30センチメートル以内
せん	2個以上連結した使用は認めない

(遊漁期間)

**第4条** 第2条第1項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法による遊漁期間は7月1日から翌年3月31日までの間とする。

(禁止区域)

**第5条** 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
長瀬橋から上流の銅山川本支流	10月1日から翌1月31日
柳瀬ダムえん堤から上流270メートル以内の区域	1月1日から12月31日
別子ダムえん堤から上流200メートル以内の区域	同 上
富郷ダムえん堤から下流320メートル以内の区域	同 上
富郷ダムえん堤から上流700メートル以内の区域	同 上

(大きさの制限)

**第6条** 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こい	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長25センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下
にじます	全長15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

**第7条** 第2条第1項に掲げる漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料は次の表のとおりとする。ただし、中学生以下の者の遊漁料は、手釣及び竿釣については無料とする。

漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
手釣、竿釣、友釣、たも網及びせん	1日	1,000円
	1年	5,000円

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

内 容		期 間	特 別 遊 漁 料
漁具・漁法	魚 種	1年	20,000円
投網(前項に掲げる漁具、漁法を含む)	こい		

3 第1項の遊漁料及び第2項の特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる遊漁料は、組合が指定する遊漁承認書(様式第2号)を取り扱う事務所へ納付することができる。

(遊漁承認書に関する事項)

**第8条** 組合は第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認書を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁しようとするときは、遊漁承認書を携帯しなければならない。

3 遊漁承認書は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、第10条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認書を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第9条** 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

**第10条** 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、遊漁者の行う遊漁に関して必要な指示をすることができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第3号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

2 銅山川中流漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者名称及び住所

銅山川中流漁業協同組合

四国中央市新宮町新宮 863 番地

(2) 漁業権の番号

内共第2号

(3) 遊漁規則の施行日

平成16年4月1日

(4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、銅山川中流漁業協同組合が免許を受けた内共第2号第5種共同漁業権にかかる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

**第2条** 漁場の区域内において、手釣、竿釣、友釣、投網の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者(以下「遊漁者」という。)は、あらかじめ遊漁承認証交付申請書(別記様式第1号)を組合に提出するとともに、第5条第1項の遊漁料を納付しなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該遊漁の承認することにより、当該水産動物の保護培養若しくは、採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

(漁具、漁法の制限及び禁止)

**第3条** 瀬張り、やな、狩刺網及びやすを使用して、遊漁してはならない。

(遊漁期間)

**第4条** 投網によって行う遊漁は、8月1日から12月31日

までの期間でなければならない。

(禁止区域)

**第5条** 前項の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
新宮ダムえん堤上流端から上流の流木止までの区域	1月1日から 12月31日
新宮ダムえん堤上流端から下流のダム減勢工下流端までの区域	同 上
影井堰えん堤上流端から上流120メートル以内の区域	同 上
影井堰えん堤上流端から下流100メートル以内の区域	同 上

(遊漁料の額及び納付方法)

**第6条** 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合の遊漁料は次の表のとおりとする。

漁 具・漁 法	日 券	年 券
手釣、竿釣、友釣	1,000円	3,000円
投網	4,000円	

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下の者の遊漁料は無料とする。

3 遊漁料はすべて、銅山川中流漁業協同組合の事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

**第7条** 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第2号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第8条** 遊漁者相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

**第9条** 漁場監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことができる。

3 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

**第10条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

3 土居町内水面漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者名称及び住所

土居町内水面漁業協同組合

四国中央市土居町入野178番地1

(2) 漁業権の番号

内共第3号

(3) 遊漁規則の施行日

平成16年4月1日

(4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、土居町内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権にかかる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

**第2条** 漁場の区域内において遊漁をしようとする者(以下「遊漁者」という。)は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した別記様式第1号による遊漁承認証交付申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があった場合には、第10条に規定する場合を除き、第1項の申請を承認するものとする。

4 第1項の規定により承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限及び禁止)

**第3条** 瀬張り、やな、狩刺網、てっぽうやす及び投網を使用して、遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

**第4条** 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄の期間中でなければならない。

魚 種	期 間
あまご	2月1日から9月30日まで

(大きさの制限)

**第5条** 次の表の左欄に掲げる水産動物は、右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
あまご	全長15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

**第6条** 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とする。

魚 種	漁 具・漁 法	日 券	年 券
あまご	手釣、竿釣	500円	3,000円

2 遊漁料の納付は、土居町内水面漁業協同組合の事務所においてしなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

**第7条** 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という

。)を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。  
(遊漁に際し守るべき事項)

**第8条** 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があるときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。  
(漁場監視員)

**第9条** 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。  
(違反者に対する措置)

**第10条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

4 加茂川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所  
加茂川漁業協同組合  
西条市中野字木挽原甲1172番地4
- (2) 漁業権の番号  
内共第6号
- (3) 遊漁規則の施行日  
平成16年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、加茂川漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

**第2条** 漁場の区域内において、手釣、竿釣、穴釣、延なわ(つけ釣)、友釣、せん(せきせんを除く。以下同じ)引網、狩刺網、及びすくい網(追取)の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

- 2 漁場の区域内において、前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した、遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。
- 3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を承認することにより、水産動物の保護培養もしくは採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該

申請を承認するものとする。

- 4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第6条第3項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。  
(漁具、漁法の制限及び禁止)

**第3条** 瀬張り、やな、せきせん、やす、(水中鉄砲及びしゃくりを含む。)投網、まきえつり及び握漁の漁具、漁法による遊漁をしてはならない。

- 2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具 漁法	規 模
引 網 すくい網(追取)	網目の大きさは15センチメートルにつき10節以下

- 3 狩刺網及び引網の漁具、漁法による遊漁の従事者は、遊漁承認証1件につき3人までとする。  
(遊漁期間)

**第4条** 遊漁の期間は、次の表のとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月15日まで

(遊漁禁止区域)

**第5条** 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ当該右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
黒瀬ダムえん堤から上流150メートル及び下流130メートルの間	1月1日から12月31日まで
武文堰から古川橋上流端より60メートルまでの間	10月16日から11月15日まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

**第6条** 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合の遊漁料は次の表のとおりとする。

	漁具・漁法	期 間	期間	遊漁料
ア	引網(イ、ウを含む)	8月1日から12月31日まで	1年	30,000円
イ	すくい網(追取)(ウを含む)	7月1日から12月31日まで	1年	10,000円
ウ	引網及びすくい網(追取)以外の漁具、漁法	1月1日から12月31日まで	1日	2,000円
			1年	5,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、中学生以下の者の遊漁料は手釣及び竿釣については無料とする。ただし、組合が行う特別放流のときはこの限りでない。
- 3 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の遊漁料は、理事会で定める。
- 4 第1項及び前項の遊漁料は、組合事務所へ納付するものとする。  
(遊漁承認証に関する事項)

**第7条** 組合は第2条第1項の規定による遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の規定による承認を行ったときは、遊漁承認証（様式第2号）を交付するものとする。

2 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、第9条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

**第8条** 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適正な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

**第9条** 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するために漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、規則の励行に関し必要な指示を行うことができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証（様式第3号）を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけなければならない。

（違反者に対する措置）

**第10条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を禁止することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は返納しないものとする。

5 中山川漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者名称及び住所

中山川漁業協同組合  
周桑郡丹原町大字今井513番地6

(2) 漁業権の番号

内共第9号

(3) 遊漁規則の施行日

平成16年4月1日

(4) 遊漁規則の全文（様式は省略）

（目的）

**第1条** この規則は、中山川漁業協同組合が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、あまご、にじます及びもくずがにをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

**第2条** 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を承認することにより、当該水産動物の保護培養若しくは組合員及び他の遊漁者（前項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障

があると認める場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限及び禁止）

**第3条** しゃくりを使用してあゆ及びあまごの遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

**第4条** 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月30日まで
にじます	2月1日から9月30日まで
もくずがに	カニカゴ：9月1日から翌3月31日まで

（禁止区域）

**第5条** 次の表に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
志河川角立橋から素鷲神社前の橋までの区域	1月1日から12月31日まで
中山川新兵衛橋上流端から上流200メートルまでの区域	
保井野(鞍瀬川)ツバ山」下流端から「マキワタリ」までの区域	
滑川梅敷橋下流から「アカナベ」までの区域	
中山川鉄橋下流端から新兵衛橋上流端までの区域	10月15日から11月5日まで

（遊漁料の額及び納付の方法）

**第6条** 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、中学生以下の者の遊漁料は、手釣り及び竿釣については無料とする。

魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣及びたも網	1年	4,000円
	たも網及びやす	1年	5,000円
こい	投（と）網	1年	10,000円
うなぎ			
あまご	刺網	1年	10,000円
にじます			
もくずがに	カニカゴ	1年	300円

2 前項の遊漁料の納付は、組合の事務所においてしなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

**第7条** 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

**第8条** 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。  
(漁場監視員)

**第9条** 漁場監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。  
(違反者に対する措置)

**第10条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

6 大曲川漁業協同組合内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所  
大曲川漁業協同組合  
東予市壬生川 587 番地の 1
- (2) 漁業権の番号  
内共第10号
- (3) 遊漁規則の施行日  
平成16年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、大曲川漁業協同組合が免許を受けた内共第10号第5種共同漁業権にかかる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(こい、うなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

**第2条** 漁場の区域内において遊漁をしようとする者(以下「遊漁者」という。)は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭でするものとする。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があった場合には、第7条に規定する場合を除き、第1項の申請を承認するものとする。
- 4 第1項の規定により承認を受けた者は、直ちに第3条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

**第3条** 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小・中学生のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	期 間	遊 漁 料
こい・うなぎ	手釣、竿釣	1年	3,000円

- 2 遊漁料の納付は、大曲川漁業協同組合の事務所において、又は漁場監視員に対してしなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

**第4条** 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第5条** 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があるときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。  
(漁場監視員)

**第6条** 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。  
(違反者に対する措置)

**第7条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

7 蒼社川漁業協同組合内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所  
蒼社川漁業協同組合  
越智郡玉川町大字法界寺甲 114 番地 1
- (2) 漁業権の番号  
内共第11号
- (3) 遊漁規則の施行日  
平成16年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、蒼社川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第11号第5種共同漁業に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域内において、組合員以外の者の行う当該漁業権の対象となつている水産動物(あゆ、こい、うなぎ及びあまご。以下「水産動物」という。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

**第2条** 漁場の区域内において手釣、竿釣、友釣、たも網、すくい網、せん及び投網の漁具漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ、第7条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

- 2 漁場の区域内において前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書(様式第1号)を組合に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 組合は、前項の規定により申請があつた場合には当該

申請を承認することにより水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

- 4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第7条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

**第3条** 瀬張りやな、狩さし網、空掛け及びやす(水中銃を含む。)の漁具漁法により遊漁してはならない。

- 2 2個以上のせんを連結し、うなぎを採捕してはならない。

- 3 4月1日より7月31日の間及び夜間は、投網を使用して遊漁してはならない。

(遊漁禁止期間等)

**第4条** あゆを採捕しようとする者は、次の表の左欄に掲げる期間中は、当該右欄に掲げる区域においてあゆを採捕してはならない。

期 間	区 域
6月1日から 同月31日まで	玉川町大字法界寺えん堤 から上流

(遊漁禁止区域)

**第5条** 次の各号に掲げる区域内では、遊漁してはならない。

- 1 玉川ダムのダムサイドから上流200メートルまでの区域
- 2 玉川ダムの貯水池内で前号以外の区域においては、水際より20メートル以上離れた区域
- 3 各魚道施設の上流端より下流端

(体長制限)

**第6条** 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる体長のものを採捕してはならない。

魚 種	体 長
あまご	15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

**第7条** 第2条第1項に掲げる漁具漁法により遊漁する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。

漁 具 漁 法	1年間の遊漁料	備 考
ア 手釣、竿釣、友釣、せん、たも網及びすくい網(あゆの採捕は、たも網及びすくい網を除く)	4,000円	
イ 手釣、竿釣、友釣、せん、たも網、すくい網及び投網	6,000円	

- 2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は5万円を限度とし、毎年理事会において決定し、その旨を公示する。

- 3 前2項の規定にかかわらずアの項の漁具漁法で遊漁する場合に限り、遊漁料を小学生以下は無料、75歳以上は半額とする。

- 4 第1項の遊漁料及び第2項の特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

**第8条** 組合は、第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認証(様式第2号)を交付するものとする。

- 2 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁しようとする者(以下「遊漁者」という。)は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

- 4 遊漁者は、第10条第1項に規定する漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第9条** 遊漁者は、遊漁するときは、相互に適当な距離を保ち、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

**第10条** 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため、漁場監視員を置く。

- 2 漁場監視員は、遊漁者の行う遊漁に関し、必要な指示をすることができる。

- 3 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第3号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。

(違反者に対する措置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は、返納しないものとする。

- 8 重信川漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所

重信川漁業協同組合

松山市高岡町257番地

- (2) 漁業権の番号

内共第13号

- (3) 遊漁規則の施行日

平成16年4月1日

- (4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、重信川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた第5種共同漁業権内共第13号に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域内において、組合員以外の者の行う当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがに。以下「水産動物」という。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

**第2条** 漁場の区域内において、手釣、竿釣、たも網、投網及びせんの漁具漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

- 2 漁場の区域内において、前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、

遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書（様式第1号）を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定により申請があった場合には、当該申請を承認することにより、水産動物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第7条第2項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

（漁具漁法の禁止及び制限）

**第3条** 空掛け、やな、狩さし網、瀬張り及び石かまの漁具漁法によりあゆを採捕してはならない。

2 “ やす ” を使用し、遊漁をしてはならない。

3 2個以上のせんを連結し、うなぎを採捕してはならない。

4 やなの設置場所から上流100メートルまでの区域においては、網又は灯火を使用し、遊漁をしてはならない。

（灯火の制限）

**第4条** あゆを採捕する目的で使用できる灯火は、電池3本、球38までとする。

（従事者の制限）

**第5条** 投網により行う遊漁の従事者は、網1統につき2人までとする。

（遊漁禁止区域等）

**第6条** 10月1日から同月31日までの間は、重信川尻から上流四番鎌の標識までの区域においては、遊漁してはならない。ただし、うなぎを目的とする遊漁はこの限りでない。

2 川内町表川滝下橋より上流100メートル、及び下流天神橋100メートルの区間は魚類保護の為に釣り、投げ網の一切を禁止します。

3 砥部町衝上断層付近河川上流大岩橋100メートル、及び下流蛸橋100メートルの区間は魚類保護の為に釣り、投げ網の一切を禁止します。

4 国道56号線重信川大橋南側を東500メートルの区間は、鮎釣り専用箇所として周年投網で遊漁してはならない。

（遊漁料の額及び納付の方法）

**第7条** 第2条第1項に掲げる漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、中学生以下の者の遊漁料は、手釣及び竿釣については、無料とする。

漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
手釣、竿釣、たも網	1年	1,500円
手釣、竿釣、たも網、投網及びせん	1年	2,500円

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、10,000円の範囲内において、理事会が定める。

3 第1項の遊漁料及び前項の特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

**第8条** 組合は第2条第1項の規定により遊漁料の納付を

受けたとき、又は同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認証（様式第2号）を交付するものとする。

2 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁しようとする者（以下「遊漁者」という。）は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、第10条第1項に規定する漁業監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

**第9条** 遊漁者は、遊漁するときは、相互に適当なる距離を保ち、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

**第10条** 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため、漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、漁場監視員証（様式第3号）を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけないなければならない。

（違反者に対する措置）

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を禁止することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は、返納しないものとする。

9 湯山漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者名称及び住所

湯山漁業協同組合  
松山市河中町甲 349 番地 1

(2) 漁業権の番号

内共第14号

(3) 遊漁規則の施行日

平成16年4月1日

(4) 遊漁規則の全文（様式は省略）

（目的）

**第1条** この規則は、湯山漁業協同組合が免許を受けた内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、あまご）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（漁場の区域）

**第2条** この組合の漁場は、国道317号線の石手川にかかっているいわぜき橋上流端より上流とする。

（遊漁料の納付義務等）

**第3条** この漁場区域内で、手釣、年釣、友釣の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ別紙様式第1号の遊漁承認証交付申請書を組合事務所に提出すると共に、遊漁料を納付しなければならない。

（漁具漁法の禁止制限及び遊漁期間）

**第4条** 曳網、ヤス、からがけ、やな、刺網、瀬張り、石がま、投網（ただし、ます漁業、あまご漁業）の漁具漁法により遊漁してはならない。

2 遊漁期間は次表の欄に掲げる期間内でなければなら

い。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
うなぎ、こい	1月1日から12月31日まで
あまご	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

**第5条** 次に掲げる区域内において遊漁をしてはならない。

- (1) 横谷川調整池及び横谷川調整池下流櫓井手の間
- (2) 石手川にかかる宿野橋下流端より下流四国電力株式会社湯山発電所放水口上流端の間
- (3) 石手川ダムえん堤上流端より上流500メートルの間、及び、同えん堤下流端より下流150メートルの石手川にかかっている橋の上流端の間
- (4) その他理事が水産動植物の繁殖保護、漁業調整上特に必要と認める区域。ただし、その区域を定めるときは、これを公示しなければならない。

(体長制限)

**第6条** 次表左欄に掲げる漁種については、右欄に掲げる体長以下のものを採取してはならない。

魚 種	体 長
こい	20センチメートル以下
うなぎ	25センチメートル以下
あまご	15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

**第7条** 第3条に掲げる漁具を使用して遊漁をする場合の遊漁料は、次表のとおりとする。

漁具・漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
手釣、竿釣、友釣	500円	2,000円
手釣、竿釣、友釣、投網	2,000円	3,500円

- 2 中学生以下の者の遊漁料は、前条の規定にかかわらず手釣、竿釣については無料とする。
- 3 遊漁料納付の場所は組合事務所とする。

(遊漁承認証に関する事項)

**第8条** 組合は、第3条の遊漁料の納付を受けたときは、別紙様式第2号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとし、投網及び遊漁承認証については、発行番号に を付し他の遊漁承認証と区分する。

- 2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

**第9条** 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

**第10条** 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別紙様式第3号の漁場監視員証を携帯

し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

10 面河川漁業協同組合内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所  
面河川漁業協同組合  
上浮穴郡美川村上黒岩2912番地
- (2) 漁業権の番号  
内共第15号
- (3) 遊漁規則の施行日  
平成16年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、面河川漁業協同組合が免許を受けた内共第15号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、いだ及びあまご)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

**第2条** 漁場区域内で、手釣、竿釣、たも網、友釣、なげ網、と網、やす及びかごの漁具漁法によつて遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項の遊漁料を納付しなければならない。

2 漁場区域内で、前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によつて遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書(別記様式第1号)を提出して組合の承認をうけなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁者の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認るときを除き、当該申請を認めるものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第2項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

**第3条** 発射装置を有するやすを使用して遊漁をしてはならない。

2 次の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模	規 格
大型狩刺網	高さ3メートル以内	長さ50メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人3統以内
小型狩刺網	高さ1.2メートル以内	長さ30メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人5統以内
なげ網、と網	なげ網長さ20メートル以内	網目18ミリメートル以上 1人1統以内
たも網	口径1メートル以内	

(遊漁期間)

**第4条** 友釣、手釣、竿釣、たも網及びかご以外の漁具漁法で行う遊漁は、8月3日から11月30日までの期間内で行わなければならない。

(遊漁禁止区域)

**第5条** 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

- (1) 四国電力えん堤魚道及び砂防えん堤魚道
- (2) やなの設置場所(やな口)から上流100メートルまで
- (3) 面河ダムサイドから上流200メートルまで
- (4) 久万町下直瀬大橋下流端から川崎えん堤上流端まで(全長制限)

**第6条** 全長20センチメートル以下のこいを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

**第7条** 第2条第1項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合、面河川漁業協同組合事務所、久万、美川、面河及び柳谷の各町村役場事務担当者、並びに組合の委託した取扱所に納付する遊漁料は次の通りとする。

漁 具 漁 法	期間	遊 漁 料
手釣、竿釣、たも網	1年	4,000円
友釣(竿釣、たも網、手釣を含む)	1年	10,000円
と網、なげ網	1年	10,000円
やす、たも網	1年	6,000円
うなぎかご、たも網	1年	6,000円
いだかご、たも網	1年	10,000円

2 第2条第2項の規定により承認をうけた場合の特別遊漁料は次の表の通りとする。

漁 具 漁 法	期間	特別遊漁料
組合の設定した特別区域の手釣・竿釣	1年	10,000円
うえ	1年	10,000円
小型狩刺網	1年	10,000円
大型狩刺網(小型を含む)	1年	45,000円

3 漁場における遊漁料納付の場合は、現場発行料2,000円を徴収する。

4 次表の左欄に掲げるものの遊漁料は、前3項の規定にかかわらずそれぞれ当該右欄に掲げるものとする。

対 象	遊 漁 料
未就学の幼児	無料
小・中学生	手釣、竿釣について無料
小・中学生	手釣、竿釣以外の漁具漁法については第1、2項に規定する額の2分の1
高校生	第1、2項に規定する額の2分の1
70才以上の高齢者	手釣、竿釣について無料

(遊漁承認証に関する事項)

**第8条** 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の承認を行ったときは、別記様式第2号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第9条** 遊漁者相互に適当なる距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

**第10条** 漁場監視員は、規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、且つ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の停止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合は、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

11 肱川漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者名称及び住所

肱川漁業協同組合  
大洲市柚木1034番地3

(2) 漁業権の番号

内共第18号

(3) 遊漁規則の施行日

平成16年4月1日

(4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、肱川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第18号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域内において、組合員以外の者の行う当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがに。以下「水産動物」という。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

**第2条** 漁場の区域内において手釣、竿釣、友釣、たも網、すくい網、じんどう、なげ網及びかにかごの漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第7条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書(様式第1号)を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定により申請があった場合には、当該申請を承認することにより水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第7条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限及び禁止)

**第3条** 瀬張り及び狩刺し網の漁具漁法によりあゆを採捕してはならない。

- 2 てっぼうやすを使用し、又は潜水してやすを使用し、遊漁してはならない。
- 3 2個以上のじんどうを連結し、うなぎを採捕してはならない。
- 4 瀬張り設置場所から上流100メートルの間においては、網又は灯火を使用して、遊漁してはならない。
- 5 潜水器を使用し、遊漁してはならない。
- 6 なげ網使用は、1人1つとし、長さは20メートル以下でなければならない。
- 7 舟を使用して投網、なげ網による遊漁をしてはならない。
- 8 かにかごは、1人5統までとする。

(灯火の制限)

**第4条** 6月1日から7月31日までの間は、灯火を使用して遊漁してはならない。

- 2 8月1日から12月31日までの間は、あゆを採捕する目的で使用できる灯火は、電池は3本、球は3.8アンペア以下の灯火とする。
- 3 水中での灯火の使用を禁止する。

(従事者の制限)

**第5条** 投網による遊漁の従事者は、認めない。

(遊漁禁止区域)

**第6条** 次に掲げる区域内においては、遊漁してはならない。

- (1) 肱川町鹿野川ダム下端から下流150メートルまで
- (2) 喜多郡五十崎町龍宮堰上流200メートル地点から上流280メートルの間
- (3) 喜多郡内子町うずしり堰上流270メートルの間及び同堰上流端から下流90メートルの間
- (4) 伊予郡中山町大字中山幕の内堰上流端から上流400メートルの間
- (5) 上浮穴郡小田町大字町村地区明治橋上流端から下流122メートルの堰堤までの間
- (6) 峠橋下流500メートル地点より下流300メートルの間(通称たてのしろ)。但し、10月1日から11月30日まで、あゆの採捕を禁止する。
- (7) 矢落川(大洲市新谷)新大橋下流10メートル地点より上流400メートルの間
- (8) 喜多郡五十崎町龍宮堰から上流50メートル、下流50メートルの間。但し、6月1日から6月30日まで

2 次に掲げる区域は、釣り専用区とする。

河辺川(喜多郡河辺村)「ふるさとの宿」付近500メートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

**第7条** 第2条第1項に掲げる漁具漁法により遊漁する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、中学生以下の者の遊漁料は、手釣及び竿釣については、無料とする。

漁具・漁法	期間	遊漁料
(1) 手釣、竿釣、たも網及	1日	1,000円

	びすくい網	1年	2,500円
(2)	友釣、じんどう、なげ網及び(1)の漁法	1日	1,500円
		1年	4,000円
(3)	かにかご、かご類	1年	5,000円

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

遊漁の内容	期間	特別遊漁料
投網 (前項の表(2)の項の漁具漁法を含む。)	1日	3,000円
	1年	8,000円

3 第1項に規定する遊漁料及び前項に規定する特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

**第8条** 組合は、第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認証(様式第2号)を交付するものとする。

2 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁しようとする者(以下「遊漁者」という。)は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、第9条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

。

(漁場監視員)

**第9条** 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため、漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、遊漁者の行う遊漁に関して必要な指示をすることができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第3号)を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。

(違反者に対する措置)

**第10条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したとき、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を禁止することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は、返納しないものとする。

12 肱川上流漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所  
肱川上流漁業協同組合  
西予市野村町野村12番地617号
- (2) 漁業権の番号  
内共第19号
- (3) 遊漁規則の施行日  
平成16年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、肱川上流漁業協同組合が免許を受けた内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当

該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

**第2条** 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り、友掛け、穴釣り、たも網、はえなわ、栓（じんど）及び投網（投げ網を含む。）による遊漁については口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具・漁法、漁業区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り、友掛け、穴釣り、たも網、はえなわ、栓（じんど）又は投網（投げ網を含む。）による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の禁止及び制限）

**第3条** 次の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 瀬張り、やな又は刺し網の漁具・漁法
- (2) やす及び空針掛け（水中のしゃくり掛けを含む。）の漁具・漁法
- (3) 瀬張りの設置場所から上流50メートルの区域内において、漁具を使用する漁法又は夜間に灯火を使用する方法
- (4) 水中に電流を通じてする漁法
- (5) 第4条に規定する期間内においても、6月1日から8月31日までの期間に夜間に灯火を使用する方法
- (6) 農薬又は毒物等を使用する方法
- (7) 栓（じんど）を使用する漁法において、遊漁者1人が栓の総本数30本を越えること
- (8) 網漁具を使用してへらぶなを捕獲する漁法
- (9) 夜間に船舶を使用して野村ダム湖面において水産動物を採捕すること

（遊漁期間）

**第4条** 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。ただし、第1条に掲げる肱川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）が、水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、遊漁の期間を制限することができる。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい うなぎ ふな	1月1日から12月31日まで（ただし、へらぶなについては遊漁日の日没から日の出までの間を除く。）

あまご	2月1日から9月30日まで
-----	---------------

（禁止区域等）

**第5条** 第4条に規定する期間内であっても、次の区域内、期間及び漁法による遊漁をしてはならない。

- (1) 愛媛県内水面漁業調整規則で定めた禁漁区域
- (2) 組合が設置する保護区域内で、禁止する期間、漁法及び保護をする魚種を定めた場合のその範囲内での漁業
- (3) 鹿野川ダム堰堤から上流150メートルの区域内
- (4) 野村ダム堰堤から上流500メートル及び下流100メートルの区域内

（体長制限）

**第6条** 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
こい	1個体の体長が20センチメートル以下
うなぎ	1個体の体長が25センチメートル以下
あまご	1個体の体長が15センチメートル以下
ふな	1個体の体長が10センチメートル以下

（遊漁料の額）

**第7条** 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、この規定にかかわらず、中学生以下の者の遊漁については、3級及び4級を無料とする。

（単位：円）

級 別	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
2 級	投網（投げ網を含む）、栓（じんど）及び3級以下の漁具による漁法	1日 2,000
		1年 8,000
3 級	友掛け、たも網、はえなわ及び4級の漁法	1日 1,000
		1年 4,000
4 級	釣り（手釣り、竿釣り、穴釣り等）	1日 500
		1年 2,000

（遊漁承認に関する事項）

**第8条** 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

**第9条** 遊漁者は、遊漁する場合に遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際し監視員の指示あるときは、これに従わなくてはならない。

3 遊漁者は、遊漁に際し相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

**第10条** 漁場監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

13 来村川漁業協同組合内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所  
来村川漁業協同組合  
宇和島市本川内甲 372 番地 3
- (2) 漁業権の番号  
内共第20号
- (3) 遊漁規則の施行日  
平成16年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、来村川漁業協同組合が免許を受けた内共第20号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あまご、うなぎ及びこいをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の制限及び遊漁料の納付義務)

**第2条** 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

**第3条** あまごの遊漁期間は、2月1日から9月30日までとする。

(全長制限)

**第4条** 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
こ い	1個体の体長が30センチメートル以下
う な ぎ	1個体の体長が40センチメートル以下
あ ま ご	1個体の体長が15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

**第5条** 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
あまご	竿釣	1日 500円・1年 3,000円
うなぎ	手釣、竿釣	1日 500円・1年 3,000円
	石ぐる、地獄、かご	1年 3,000円
こい	手釣、竿釣	1日 500円・1年 3,000円

- 2 ただし、2魚種にわたるときは1年 5,000円とする。
- 3 遊漁料の納付は組合の事務担当者の家でしなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

**第6条** 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第7条** 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

**第8条** 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

**第9条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

14 広見川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所  
広見川漁業協同組合  
北宇和郡広見町大字清水1257番地
- (2) 漁業権の番号  
内共第21号
- (3) 遊漁規則の施行日  
平成16年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、広見川漁業協同組合が免許を受けた内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の制限及び遊漁料の納付義務)

**第2条** 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、徒手、手釣、竿釣、たも網、投網、なげ網、はさみ、やす、びん、せん、じんど及びうえによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、徒手、手釣、竿釣、たも網、投網、なげ網、はさみ、やす、びん、せん、じんど及びうえによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

**第3条** 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
狩刺網	1人につき網4統以内で勢子は1名以内とする。 網目2.2センチメートル以上
鯉網	1人につき網4統以内で勢子は網1統につき1名以内とする。
せん	合計して40本以内とする。
うえ・じんど	合計して20個以内とする。ただしころばし、うえは3個以内とする。

2 次に掲げる漁具・漁法による遊漁をしてはならない。

- (1) 夜間水中に潜水して点灯しての遊漁
- (2) 水中に潜水してやす（もり）、はさみの遊漁
- (3) あゆの空掛け釣り
- (4) 瀬干漁法（瀬替漁法）
- (5) 酸素ポンペを使用しての遊漁
- (6) やす（もり）を使用に際して発射装置を付けてはならない。
- (7) 水中に電流を通じてする遊漁
- (8) 毒物等により魚類を採捕してはならない。
- (9) ころばし、うえの堰は両方の堰の和が5メートル以内とする。ただし堰は転石によるものとする。

（遊漁期間）

**第4条** 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法により、イ欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、ウ欄に掲げる期間内で行なければならない。

ア、漁具・漁法	イ、魚 種	ウ、期 間
狩刺網	あゆ	8月1日から12月31日まで
なげ網・投網	あゆ	8月1日から12月31日まで
	こい	1月1日から12月31日まで
	あまご	8月1日から9月30日まで
うえ・じんど	もくずがに	8月1日から12月31日まで
やな	あまご、もくずがに、あゆ、こい、うなぎ	9月1日から12月20日まで（あまごについては9月1日から9月30日まで）

（禁止区域）

**第5条** 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。ただし、徒手、手釣、竿釣、たも網、やす、せん、びん、じんど以外の漁具、漁法を除く。

区 域	期 間
やな堰落し口より上流300メートルの間	9月1日から12月20日までの間

（全長制限）

**第6条** 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	全長20センチメートル以下
うなぎ	全長25センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下
もくずがに	甲らの長さ3センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法）

**第7条** 遊漁料の額は、次表のとおりとする。

種 別	漁 具・漁 法	期 間	遊 漁 料
第1種	徒手、手釣、竿釣、たも網	1日	500円
		1年	1,500円
第2種	徒手、手釣、竿釣、たも網、やす及びびん	1日	800円
		1年	2,000円
第3種	徒手、手釣、竿釣、たも網、なげ網、やす、投網、びん、はさみ、せん10本以内及びころばし、うえ、かにかご、じんどを含む5個以内	1日	1,000円
		1年	3,000円
特 種	せん30本以内	1年	5,000円
	ころばし、うえ、かにかご、じんどを含む15個以内	8月1日から12月31日まで	5,000円
	狩刺網	8月1日から12月31日まで	15,000円
	鯉網	1年	10,000円
	うえ、やな	9月1日から12月20日まで	30,000円
老人・学生	（第7条第3項のとおり）		

2 遊漁料の納付は、組合又は各地区の支部長に納付するものとする。

3 遊漁者が中学生以下及び満70歳以上の者は、第1項の第1種の場合に限り無料とする。ただし、その者が第1項の第2種及び第3種の遊漁を行う場合は遊漁料1,000円を納めなければならない。また特種の遊漁を行う場合には、その遊漁料を納めなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

**第8条** 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

**第9条** 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯

し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 やなの施設は、12月31日までに撤去しなければならない。
- 5 農業利水の井堰及び給水管の設置してある場所の川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

**第10条** 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

15 岩松川漁業協同組合内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者名称及び住所  
岩松川漁業協同組合  
北宇和郡津島町岩松甲 758
- (2) 漁業権の番号  
内共第23号
- (3) 遊漁規則の施行日  
平成16年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文(様式は省略)

(目的)

**第1条** この規則は、岩松川漁業協同組合が免許を受けた内共第23号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

**第2条** 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め、組合に申請してその承認をうけなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り、たも網、せん、石ぐる、投網及びなげ網の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り、たも網、せん、石ぐる、投網及びなげ網による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著

しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の禁止及び制限)

**第3条** 狩刺網は、空掛け、やす及び火ぶりの漁具・漁法により遊漁してはならない。

- 2 投網及びなげ網の網目は15センチメートル以上、従事者は網1統につき2人以内でなければならない。

(遊漁期間)

**第4条** 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から10月15日まで、 11月1日から11月30日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで

(禁止区域)

**第5条** 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

- (1) 拝高イデ上流端から上流稲中イデ下流端までの間
- (2) 山財湯香橋上流端から上流柳川橋下流端までの間
- (3) 畑地川(保場川)坂の内イデから上流400メートルの間

(体長制限)

**第6条** 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
あゆ	1個体の体長が8センチメートル以下
うなぎ	1個体の体長が25センチメートル以下
もくずがに	1個体の体長が5センチメートル以下 (甲羅の長さ)

(遊漁料の額及び納付方法)

**第7条** 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料(手釣り、竿釣り及びたも網に限る。)、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、その他の者は、次の表のとおりとする。

魚 種	漁 具・漁 法	期 間	遊 漁 料
あゆ	手釣り、竿釣り、友釣り、たも網	1日	1,000円
		1年	3,000円
	投網、投げ網	1日	5,000円
		1年	7,000円
うなぎ	せん(10個)、石ぐる(3個)	1年	5,000円
もくずがに	せん(籠)3個	1年	3,000円

- 2 投網及びなげ網を使用するときの従事者1人につき300円を納入すること。

- 3 遊漁料の納付は、組合の事務所及び各地区の組合役員の自宅においてしなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

**第8条** 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

**第9条** 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際し漁場監視員の指示があるときは、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際し相互に適当な距離を保ち、他の

者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

**第10条** 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○愛媛県告示第718号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第5項の規定に基づき、漁港の指定の内容を次のように変更する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	種 類	所 在 地	区 域	
			水 域	陸 域
狩浜	第2種漁港	(変更後) 西予市	(変更後) 西予市明浜町狩浜1番耕地215番地の東南方の階段西南端を中心とする半径700メートルの円内の海面	水域円弧の南側水際点から257度403メートルの地点(イ点)に引いた線、イ点から320度268メートルの地点(ロ点)に引いた線、ロ点から10度30分465メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から69度30分360メートルの地点(ニ点)に引いた線、ニ点から56度30分619メートルの地点(ホ点)に引いた線、ホ点から水域円弧の北側水際点に引いた線及び水際線により囲まれた地域
		(変更前) 東宇和郡明浜町	(変更前) 東宇和郡明浜町大字狩浜字網代1番耕地215番地製氷所の東南方の階段南端を中心とする半径700メートルの円内の海面	
三瓶	第2種漁港	(変更後) 西予市	(変更後) 西予市三瓶町安土字栄浜534番の1地先に設置された標柱(イ点)から295度507メートルの地点(ロ点)に引いた線(イ線)、同市三瓶町有網代字立石193番の3地先に設置された標柱(ハ点)から294度325メートルの地点(ニ点)に引いた線(ロ線)、ロ点から二点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から135度156メートルの地点(ホ点)に引いた線、ホ点から215度30分121メートルの地点(ヘ点)に引いた線、ヘ点から298度30分171メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点から333度30分140メートルの地点(チ点)に引いた線、チ点から235度292メートルの地点(リ点)に引いた線、リ点から212度482メートルの地点(ヌ点)に引いた線、ヌ点から203度161メートルの地点(ル点)に引いた線、同欄に規定する八点からル点に引いた線及び水際線により囲まれた地域
		(変更前) 西宇和郡三瓶町	(変更前) 三瓶町大字安土字栄浜534番の1地先に設置された標柱(イ点)から295度507メートルの地点(ロ点)に引いた線(イ線)、同町大字有網代字立石193番の3地先に設置された標柱(ハ点)から294度325メートルの地点(ニ点)に引いた線(ロ線)、ロ点から二点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	

○愛媛県告示第719号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等(昭和48年9月愛媛県告示第822号)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

三の項(一)の表(5)の項位置の欄中「川之江市川之江町1706番地の1」を「四国中央市川之江町1706番地の1」に改め、三の項(二)1の表位置の欄中「川之江市川之江町1706番地の1」を「四国中央市川之江町1706番地の1」に、「川之江市川之江町4062番地第4」を「四国中央市川之江町4062番地第4」に改める。

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
地方労働委員会事務局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1の部<sup>(9)</sup>の項中

「

作業靴	1	年間	2年
-----	---	----	----

」を

「

作業靴	1	年間	2年	
チェーンソー用防護ズボン	1	年間	3年	木材伐採業務に従事するものに限り。
チェーンソー用防護腕カバー	1	年間	3年	
チェーンソー用防護手袋	1	年間	3年	

」に改め、同

表7の部中

「

訓練靴	1	年間	2年
-----	---	----	----

」を

「

訓練靴	1	年間	2年
皮手袋	2	年間	1年

」に改め、同表中44の部

を45の部とし、37の部から43の部までを1ずつ繰り下げ、同表36の部中

「

作業靴	1	年間	2年
-----	---	----	----

」を

「

作業靴	1	年間	2年	
チェーンソー用防護ズボン	1	年間	3年	木材伐採業務に従事するものに限り。
チェーンソー用防護腕カバー	1	年間	3年	
チェーンソー用防護手袋	1	年間	3年	

」に改め、同

部を同表37の部とし、同表35の部中

「

安全眼鏡	1	年間	2年
------	---	----	----

」を

「

安全眼鏡	1	年間	2年	
チェーンソー用防護ズボン	1	年間	3年	木材伐採業務に従事するものに限り。
チェーンソー用防護腕カバー	1	年間	3年	
チェーンソー用防護手袋	1	年間	3年	

」に改め、同

部を同表36の部とし、同表中14の部から34の部までを1ずつ繰り下げ、同表13の部貸与対象者の欄中「伊予三島看護専門学校」を「看護専門学校」に改め、同部を同表14の部とし、同表中12の部を13の部とし、11の部を12の部とし、同表10の部同欄中「医療技術短期大学」を「医療技術大学及び医療技

術短期大学」に改め、同部を同表11の部とし、同表中9の部を10の部とし、8の部の次に次のように加える。

9 環境政策課に勤務する職員	(1) 土壌汚染対策関係業務に従事するもの	作業服	1	年間	2年	現地調査を担当するものに限り。
		防寒服	1	冬期	3年	
		雨がっぱ	1	年間	2年	
(2) 原子力安全対策関係業務に従事するもの		作業服	1	年間	2年	現地調査を担当するものに限り。
		ヘルメット	1	年間	3年	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。  
ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。  
イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第34条の見出しを「（公印の押印及び電子署名）」に改め、同条中「もの」の下に「及び電子文書」を、「判決文書」の下に「（電子決裁による決裁文書を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 施行する電子文書には、別に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。ただし、軽易な電子文書については、この限りでない。

様式第12号中

「

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」を  
「

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県文書管理規程様式第12号の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結する文書（施行日から平成16年5月31日までの間に完結する文書で平成15年度の出納に係るもの（以下「平成15年度出

納文書」という。)を除く。)をとじ込む指定ファイルに係るファイル管理総括表について適用し、施行日前に完結した文書及び平成15年度出納文書をとじ込む指定ファイルに係るファイル管理総括表については、なお従前の例による。

**公安委員会規則**

**○愛媛県公安委員会規則第7号**

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月1日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

**愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則**

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表（第9条の2関係）**

番号	路線名	区 間
1	四国縦貫自動車道	四国中央市金生町下分字白坂（川之江ジャンクション）から大洲市東大洲1810番地まで
2	四国縦貫自動車道	四国中央市下川町（徳島県境）から同市柴生町（川之江東ジャンクション）まで
3	四国横断自動車道	四国中央市金生町山田井（香川県境）から同市新宮町馬立（高知県境）まで
4	一般国道196号（今治小松自動車道）	今治市長沢字宮之前甲372番1から周桑郡小松町大字妙口字修理谷乙8番地5地先まで
5	一般国道317号（西瀬戸自動車道）	越智郡上浦町大字井口7582番2（広島県境）から今治市山路字木ノ谷716番1まで
6	一般国道11号	四国中央市川之江町余木381番地から周桑郡小松町妙口字山崎甲233番3まで
7	一般国道11号	温泉郡川内町大字南方1517番1から松山市二番町四丁目7番の2まで
8	一般国道11号（川之江・三島バイパス）	四国中央市妻島町字上野351番1から同市中曾根町字溝又1724番1まで
9	一般国道11号（西条バイパス）	西条市飯岡1334番1から同市下島山1346番5まで
10	一般国道33号	松山市北土居町513番1から同市小坂五丁目24番1まで
11	一般国道33号（松山外環状線）	松山市北土居町422番2から同市北井門町190番1まで
12	一般国道56号	南宇和郡一本松町正木76番から大洲市北只15番1まで
13	一般国道56号	大洲市東大洲1709番から松山市二番町四丁目7番の4まで
14	一般国道56号（宇和島道路）	宇和島市保田字清水甲612番から同市高串字屋敷田一番耕地1029番1まで
15	一般国道56号（大洲道路）	大洲市北只15番1から同市東大洲1709番まで

16	一般国道192号	四国中央市川之江町下屋敷253番1から同市川滝町下山（徳島県境）まで
17	一般国道196号	松山市大手町一丁目1番6から周桑郡小松町大字新屋敷字西町裏甲527番6まで
18	一般国道196号	今治市山路字下平566番2から同市山路字木ノ谷716番3まで
19	一般国道196号（松山環状線）	松山市空港通二丁目109番1から同市中央二丁目24番6まで
20	一般国道197号	西予市城川町嘉喜尾4811番4地先から大洲市菅田町菅田字幸田臺甲3071番5地先まで
21	一般国道197号	西宇和郡保内町宮内2番耕地134番1地先から同郡三崎町三崎字ハマ2000番2まで
22	一般国道317号	今治市小泉三丁目1番1から同市別宮町一丁目4番1まで
23	一般国道317号	越智郡吉海町大字名3610番から同郡宮窪町大字宮窪4090番まで
24	一般国道319号	四国中央市中曾根町字生吉1712番3地先から同市三島金子二丁目字金子2101番5まで
25	一般国道378号	伊予市下吾川字馬塚956番1から西宇和郡保内町宮内2番耕地134番1地先まで
26	一般国道437号	松山市中央二丁目23番1地先から同市三津一丁目12番地先まで
27	一般国道441号	西予市野村町阿下7号34番1地先から同市城川町田穂1368番地先まで
28	県道新居浜角野線	新居浜市繁本町甲720番3から同市松原町甲4787番4まで
29	県道壬生川新居浜野田線	東予市三津屋南3番33地先から同市三津屋南3番37地先まで
30	県道壬生川新居浜野田線	周桑郡小松町大字新屋敷字三ノ坪甲1153番5から西条市下島山甲1345番2まで
31	県道壬生川新居浜野田線	西条市船屋甲229番1から新居浜市磯浦町361番1まで
32	県道壬生川新居浜野田線	新居浜市繁本町720番3から同市多喜浜67番173まで
33	県道今治港線	今治市片原町一丁目1番11から同市別宮町一丁目2番17まで
34	県道松山空港線	松山市南吉田町1681番1地先から同市空港通二丁目188番1地先まで
35	県道松山港線	松山市高浜町2232番2地先から同市三杉町1番地先まで
36	県道松山港線	松山市中央二丁目23番1地先から同市中央一丁目7番地先まで
37	県道伊予松山港線	伊予郡松前町大字筒井1115番1地先から松山市南吉田町1466番1地先まで
38	県道伊予松山港線	松山市南吉田町1682番4地先から同市三津三丁目20番地先まで
39	県道伊予川内線	伊予市下吾川字馬塚1004番1から温泉郡川内町大字南方字竹之鼻1604番1地先まで
40	県道八幡浜宇和線	西予市宇和町上松葉196番1地

		先から同町れんげ 965 番30地先 まで			市松神子二丁目1025番 1 まで
41	県道野村城川線	西予市城川町田穂1368番地先 から同町嘉喜尾4811番 4 地先まで	66	県道平田北条線	松山市平田町 214 番 2 から北条 市河原字六反地372番 2 まで
42	県道今治波方港線	今治市長沢字堂之前甲 559 番 6 から同市常盤町三丁目 5 番15ま で	67	松山市道大可賀道後 松山港線	松山市若葉町 8 番 1 地先から同 市松江町 3 番 3 地先まで
43	県道松山東部環状線	松山市安城寺町 729 番 1 地先 から同市鴨川二丁目11番地先まで	68	松山市道松山環状線 北部	松山市中央二丁目77番 1 地先 から同市東長戸四丁目 668 番 1 地 先まで
44	県道新居浜別子山線	新居浜市船木4475番 1 から同市 船木4132番 6 まで	69	松山市道垣生85号線	松山市東垣生町 958 番地 1 地先 から同町1084番 1 地先まで
45	県道壬生川丹原線	東予市三津屋東55番から同市北 条1600番 1 地先まで	70	松山市道余土96号線	松山市出合4353番地先から同市 出合2613番地先まで
46	県道壬生川丹原線	東予市北条1649番 1 地先から周 桑郡丹原町大字今井 352 番 1 地 先まで	71	松山市道生石 121 号 線	松山市南吉田町2270番地先から 同町2858番地先まで
47	県道広見三間宇和島 線	北宇和郡三間町大字迫目 331 番 から宇和島市伊吹町1470番 5 ま で	72	松山市道堀江 141 号 線	松山市堀江町25番 5 地先から同 市福角町 398 番 1 地先まで
48	県道川之江港線	四国中央市川之江町4056番10か ら同町番外 683 番16まで	73	松山市生石182 号線	松山市東垣生1084番 1 地先から 同市南吉田町2270番地先まで
49	県道壬生川港小松線	東予市今在家 743 番地先から西 条市氷見甲 222 番 5 まで	74	松山市道松山環状線 南部	松山市天山町三丁目 195 番 1 地 先から同市和泉北三丁目 723 番 4 地先まで
50	県道石鎚丹原線	周桑郡小松町大字大頭字山本甲 293 番 4 から同郡丹原町大字今 井 352 番 1 地先まで	75	松山市道松山環状線 南部（複線01）	松山市和泉北一丁目 737 番地先 から同市和泉北一丁目 777 番 2 地先まで
51	県道東予港三津屋線	東予市北条1206番 1 地先から同 市三津屋東54番まで	76	松山市道松山環状線 西部	松山市和泉北二丁目 730 番 1 地 先から同市空港通二丁目 188 番 1 地先まで
52	県道今治停車場線	今治市北宝来町二丁目 2 番25か ら同市別宮町二丁目 1 番11まで	77	松山市道松山環状線 西部（複線01）	松山市和泉北二丁目 735 番 1 地 先から同市土居田町21番 1 地先 まで
53	県道湯山北条線	北条市河原字乙田甲 431 番から 同市下難波字御領田甲 234 番 1 地先まで	78	松山市道生石 185 号 線	松山市南吉田町2858番から同町 2798番46地先まで
54	県道六軒家石手線	松山市中央一丁目 5 番地先から 同市本町六丁目 7 番地先まで	79	今治市道今治駅天保 山線	今治市北宝来町一丁目 5 番地 5 先から同市天保山町二丁目 4 番 地先まで
55	県道久米垣生線	松山市余戸南四丁目1328番 1 地 先から同市西垣生町 563 番 1 地 先まで	80	今治市道内港喜田村 線	今治市恵美須三丁目 1 番地34か ら同市喜田村五丁目 766 番地 3 先まで
56	県道長井方堀江線	松山市堀江町1926番地先から同 町1867番地先まで	81	今治市道鳥生臨海 4 号線	今治市東鳥生町五丁目17番地先 から同町五丁目22番地先まで
57	県道宇和島港線	宇和島市築地町二丁目1000番 1 から同市栄町港三丁目4000番ま で	82	今治市道鳥生臨海 5 号線	今治市東鳥生町二丁目2069番 5 先から同町五丁目38番地先まで
58	県道無月宇和島線	宇和島市保手一丁目 3 番30地先 から同市明倫町 3 番17地先まで	83	今治市鳥生大浜八町 線	今治市八町東三丁目1448番地 1 先から同市東鳥生町二丁目1945 番 1 先まで
59	県道伊予宮野下停車 場務田線	北宇和郡三間町大字迫目 331 番 から同町大字迫目43番 2 まで	84	今治市道内港喜田村 線	今治市喜田村五丁目 766 番 3 先 から同市恵美須町三丁目 1 番34 先まで
60	県道伊予宮野下停車 場務田線	北宇和郡三間町宮野下44番 1 か ら同町宮野下 215 番 1 まで	85	今治市道富田臨港 1 号線	今治市喜田村四丁目 994 番 6 先 から同市富田新港一丁目 7 番地 2 先まで
61	県道広見吉田線	北宇和郡三間町宮野下44番 1 か ら同町大字元宗 100 番 2 まで	86	宇和島市道築地本線	宇和島市築地町二丁目 507 番先 から同町二丁目 516 番まで
62	県道伊延永長線	西予市宇和町れんげ 965 番30地 先から同町清沢1545番地先まで	87	宇和島市道朝日町築 地線	宇和島市築地町一丁目 507 番か ら同町二丁目 516 番まで
63	県道松山松前伊予線	松山市余戸南四丁目1328番 1 地 先から伊予郡松前町西高柳 534 番 2 地先まで	88	宇和島市道築地 4	宇和島市築地町二丁目 318 番号 線から同市寿町二丁目 318 番 5 まで
64	県道三島川之江港線	四国中央市妻鳥町字庄境 352 番 10から同町字中足鍋1773番 2 ま で	89	宇和島市道築地12号	宇和島市築地町二丁目1000番 1 から同町二丁目1000番 1 まで
65	県道新居浜東港線	新居浜市多喜浜 514 番 4 から同			

90	新居浜市道磯浦中新田線	新居浜市磯浦町9番27号地先から同市新田町三丁目1番43号地先まで
91	新居浜市道松神子多喜浜線	新居浜市多喜浜518番3号地先から同市多喜浜76番42号地先まで
92	新居浜市道新田松神子線	新居浜市松神子四丁目1番1号地先から同市松神子二丁目1番1号地先まで
93	西条市道国道朔日市線	西条市大町194番地の6先から同市ひうち6番地の10まで
94	川之江市道港通井地線	四国中央市港通4063番22から同市川之江町井地330番1まで
95	伊予三島市道中曾根神之元線	四国中央市中曾根町字垣埴358番5から同市三島宮川一丁目字神之元1024番1まで
96	伊予三島市道本郷平木線	四国中央市下柏町587番1から同町字池ノ口746番3まで
97	伊予三島市道国道海岸線	四国中央市三島金子一丁目字金子2101番6から同市中之庄町字宮ノ北378番2まで
98	伊予三島市道中之庄埋立3号線	四国中央市三島金子一丁目字金子2200番1から同市中之庄字宮ノ北2145番まで
99	松前町道西1号	伊予郡松前町大字筒井字砂流場1811番地から同町大字北川原字塩屋西2035番地まで
100	松前町道西22号線	伊予郡松前町大字西高柳字樋ノ西529番地から同町大字北川原字原端974番地まで
101	松前町道西181号	伊予郡松前町大字筒井字城新田1411番地4から同町大字筒井字砂流場1795番地1まで
102	宇和町道1-3	西予市宇和町清沢1418番地先から同町清沢1590番地先まで
103	三間町道宮野下土居中線	北宇和郡三間町宮野下745番5から同町宮野下214番1まで
104	港湾道路	四国中央市村松町柳田縄937番地4から同市川之江町540番地先まで
105	港湾道路	四国中央市村松町柳田縄937番地4から同町(大王製紙前)まで
106	港湾道路	四国中央市川之江町宮の下(旧フェリー発着地)から同町2529番地まで
107	港湾道路	新居浜市垣生三丁目から同市多喜浜351番地まで
108	港湾道路	東予市今在家1500番地の2から同市今在家727番地の1まで
109	東予臨港道路	東予市今在家1500番地の2(フェリー専用岸壁)から同市北条926番地の14まで
110	港湾道路	今治市富田新港一丁目2番地5から同市富田新港1番地5まで
111	港湾道路	今治市喜田村二丁目5番43号から同市喜田村四丁目5番27号まで
112	港湾道路	今治市富田新港一丁目1番地5から同市富田新港一丁目2番地5まで

113	港湾道路	今治市片原町一丁目4番地2(今治フェリーセンター)から同市恵美須二丁目8番地3まで
114	港湾道路	今治市片原町三丁目1番地8から同町一丁目4番地2まで
115	港湾道路	松山市三津ふ頭1番地1から同市三津一丁目(外港第二埠頭)まで
116	港湾道路	松山市三津ふ頭1番地1から同市三津三丁目5番40先まで
117	港湾道路	松山市北吉田町から同市大可賀三丁目93番地(新埠頭埋立地内)まで
118	港湾道路	松山市高浜町三丁目93番地から同町六丁目2554番地まで
119	港湾道路	松山市北吉田町1294番地から同町(帝人)まで
120	港湾道路	松山市北吉田町77番地5から同市大可賀三丁目(コスモ石油松山工場)まで
121	港湾道路	松山市高浜町五丁目2254番地(松山フェリーセンター)から同町六丁目2564番地先まで
122	港湾道路	松山市海岸通2422番地1から同市海岸通1455番地1まで

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 県議会告示

## ○愛媛県議会告示第1号

愛媛県議会会議規則(昭和30年3月愛媛県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年4月1日

愛媛県議会議長 中 畑 保 一

第105条中「速記法」の下に「その他議長が適当と認める方法」を加える。

--	--